

20001-20100 第1 適用事業

20001-20050 1 適用事業

20001 (1) 適用事業の意義

雇用保険の適用事業とは、労働者が雇用される事業をいう（雇用保険法（以下「法」という。）第5条）。したがって、労働者が雇用される事業は、業種のいかんを問わず、すべて適用事業となる。ただし、農林水産の事業のうち一部の事業は、当分の間、任意適用事業（暫定任意適用事業）とされる（法附則第2条第1項、雇用保険法施行令（以下「令」という。）附則第2条。20101 参照）。

適用事業の事業主は、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（以下「徴収法」という。）の規定による労働保険料の納付、法の規定による各種の届出等の義務を負い、また、適用事業に雇用される労働者は、法第6条各号に該当する者を除き被保険者となる（法第4条第1項）。

20002 (2) 「事業」及び「事業主」の意義

イ 「事業」とは、反復継続する意思をもって業として行われるものというが、法において事業とは、一の経営組織として独立性をもったもの、すなわち、一定の場所において一定の組織のもとに有機的に相関連して行われる一体的な経営活動がこれに当たる。

したがって、事業とは、経営上一体をなす本店、支店、工場等を総合した企業そのものを指すのではなく、個々の本店、支店、工場、鉱山、事務所のように、一つの経営組織として独立性をもった経営体をいう。

この「事業」の概念は、徴収法にいう「事業」の概念と同様である。

ロ 「事業主」とは、当該事業についての法律上の権利義務の主体となるものをいい、したがって、雇用関係については、雇用契約の一方の当事者となるものである。事業主は、自然人であると、法人であると又は法人格がない社団若しくは財団であるとを問わない。法人又は法人格がない社団若しくは財団の場合は、その法人又は社団若しくは財団そのものが事業主であって、その代表者が事業主となるのではない。また、事業主が数事業を行っている場合、各事業の責任者は事業主ではなく、委任を受けて事業主の代理人となり得るにとどまる。

なお、雇用保険に係る保険関係及び労災保険に係る保険関係の成立している事業のうち建設の事業については、徴収法第8条の規定による請負事業の一括が行われた場合であっても、被保険者に関する届出の事務等、法の規定に基づく事務については、元請負人、下請負人がそれぞれ別個の事業主として処理しなければならない（法第7条）。

20003 (3) 「事業」と「事業所」との関係

適用事業の事業主は、被保険者に関する届出その他の事務について、原則としてその事業所ごとに処理しなければならないこととされている（雇用保険法施行規則（以下「則」という。）第3条）が、この「事業所」とは、「事業」が経済活動単位の機能面を意味するのに対し、その物的な存在の面を意味するものである。したがって、事業所の単位と事業の単位は、本来同一のものである。

なお、22002 参照のこと。

20004 (4) 「労働者」及び「雇用関係」の意義

イ 「労働者」の意義

法における労働者とは、事業主に雇用され、事業主から支給される賃金によって生活している者、及び事業主に雇用されることによって生活しようとする者であって現在その意に反して就業することができないものをいう。

ロ 「雇用関係」の意義

法における雇用関係とは、民法第 623 条の規定による雇用関係のみでなく、労働者が事業主の支配を受けて、その規律の下に労働を提供し、その提供した労働の対償として事業主から賃金、給料その他これらに準ずるもの支払を受けている関係をいう。

20005 (5) 保険関係の成立及び消滅

適用事業の事業主については、その事業が開始された日に、その事業につき雇用保険に係る保険関係が成立する（徴収法第 4 条）。

また、保険関係が成立している事業が廃止され、又は終了したときは、その事業についての保険関係は、その翌日に消滅する（徴収法第 5 条）。

なお、暫定任意適用事業についての雇用保険に係る保険関係の成立及び消滅については、20101 参照。

20006 (6) 船員に係る取扱い

船員については、原則として、船員でない労働者と同様の取扱いとなるが、その取扱いに当たっては、以下に留意すること。

イ 「船員」について

船員とは、船員法（昭和 22 年法律第 100 号）第 1 条に規定する船員（船員職業安定法（昭和 23 年法律第 113 号）第 92 条第 1 項の規定により船員法第 2 条第 2 項に規定する予備船員とみなされる者、船員の雇用の促進に関する特別措置法（昭和 52 年法律第 96 号）第 14 条第 1 項の規定により船員法第 2 条第 2 項に規定する予備船員とみなされる者及び平成 17 年 2 月 15 日付け国海政第 156 号、国海働第 214 号「外国法人等に移動させられる日本人船員の取扱いについて」に基づき地方運輸局長（神戸運輸監理部長及び沖縄総合事務局長含む。以下同じ。）が同通知に規定する「移動対象船員」として認定した者を含む。）をいう。

ロ 「船舶所有者」について

船舶所有者とは、一般的には船舶の所有権を有する者をいうが、船舶共有の場合には船舶管理人、船舶貸借の場合には船舶借入人をいい、それらの者以外の者が事実上船員と使用従属の関係に立ち、船員の提供する労働に対して賃金の給付をなすべき地位に立つ者である場合にはその者をいう（船員法第 5 条）。

雇用保険の適用に当たっては、船員を雇用する事業を適用事業、船員の雇用主である船舶所有者を適用事業の事業主として取り扱う。

ハ 適用単位について

船員を雇用する事業については、それ自体を独立した事業として取り扱う。このため、同じ事業主との雇用契約の下、船員と船員でない労働者との雇用管理が 1 つの施設内で行われている

場合であっても、適用事業所としてはそれぞれ別々に設置させることとなる。従って、1つの適用事業所の中に、船員と船員でない労働者とが混在して被保険者となっていることはないことに留意すること。

20051-20100 2 適用事業に関する解釈

20051 (1) 日本人以外の事業主が行う事業

日本人以外の事業主が日本国内において行う事業が法第5条に該当する場合は、当該事業主の国籍のいかん及び有無を問わず、その事業は適用事業である（ただし、法附則第2条第1項に該当する場合は、暫定任意適用事業となる（20101-20150 参照。）。外国（在日外国公館、在日外国軍隊等）及び外国会社（日本法に準拠して、その要求する組織を具備して法人格を与えられた会社以外の会社）も法第5条に該当する限り、同様である（被保険者となる者については、20353 ホ参照）。

20052 (2) 駐留軍等間接雇用労務者に関する事業主

駐留軍等間接雇用労務者は、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約」、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定」により国が雇用契約の法律上の相手方となるのであるから、これら間接雇用労務者に関して、国は適用事業の事業主の地位に立つことになるが、事業主としての事務執行者は防衛事務所の長（同事務所が設置されていない場合は地方防衛局の長）とする（被保険者となる者については、20352 参照）。

20101-20300 第2 暫定任意適用事業

20101-20150 1 暫定任意適用事業

20101 (1) 概要

イ 農林水産の事業のうち常時5人以上の労働者を雇用する事業以外の事業（国、都道府県、市町村等及び法人の事業（事務所を除く。）を除く。）は、当分の間、任意適用事業とされる（法附則第2条）。この任意適用事業とされる事業を、「暫定任意適用事業」という（徴収法附則第2条第1項参照）。

なお、船員を雇用する（雇用保険法施行令（昭和50年政令第25号）第2条各号に掲げる漁船（特定漁船（*））以外の漁船に乗り組むために雇用される船員（1年を通じて船員として雇用される場合を除く。）のみを雇用している場合を除く。）事業にあっては、上記に拘わらず、農林水産業の事業であっても、強制適用事業となるので留意すること。

(*) 特定漁船とは、次に掲げる漁船をいう。

- ・ 漁業法第52条第1項の指定漁業を定める政令（昭和38年政令第6号）第1条第1項第2号に掲げる以西底びき網漁業、同項第3号に掲げる遠洋底びき網漁業又は同項第6号に掲げる小型捕鯨業に従事する漁船
- ・ 専ら漁獵場から漁獲物又はその加製品を運搬する業務に従事する漁船
- ・ 漁業に関する試験、調査、指導、練習又は取締業務に従事する漁船

ロ 暫定任意適用事業については、事業主が任意加入の申請をし、厚生労働大臣の認可があった日にその事業につき雇用保険に係る保険関係が成立する（適用事業がその事業内容の変更、労働者の減員等によって、暫定任意適用事業に該当するに至ったときは、その翌日にその事業につき任意加入の認可があつたものとみなされる。）（徴収法附則第2条第1項及び第4項）。

ハ また、任意加入の認可を受けた（又は認可を受けたものとみなされた）暫定任意適用事業については、20005の場合のほか、事業主が当該暫定任意適用事業に係る保険関係の消滅の申請をし、厚生労働大臣の認可のあった日の翌日に雇用保険に係る保険関係が消滅する（徴収法附則第4条）。

ニ 任意加入の認可を受けて、雇用保険に係る保険関係が成立している事業は、法第5条第1項に規定する適用事業に含まれる（法附則第2条第2項）。

20102 (2) 暫定任意適用事業の意義

イ 暫定任意適用事業となる事業は、国、都道府県、市町村その他これらに準ずるもののが行う事業及び法人である事業主の事業を除き、次の(イ)及び(ロ)のいずれにも該当するものである（法附則第2条、令附則第2条）。

(イ) 次に掲げる事業（いわゆる農林水産の事業）であること。

- a 土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽植、栽培、採取若しくは伐採の事業その他農林の事業（いわゆる農業、林業と称せられるすべての事業）
- b 動物の飼育又は水産動植物の採捕若しくは養殖の事業その他畜産、養蚕又は水産の事業
なお、農業用水供給業及びもやし製造業は、日本標準産業分類では農業に含まれるが、上記a又はbの事業には該当しないので、留意する。

- (ロ) 常時 5 人以上の労働者を雇用する事業以外の事業であること。
 - 口 暫定任意適用事業の保険関係の成立及び消滅については、徴収法附則の定めるところによるものであり、これらの規定により雇用保険に係る保険関係が成立している事業は、法第 5 条第 1 項に規定する適用事業に含まれる（法附則第 2 条第 2 項及び徴収法附則第 2 条から第 4 条まで参照）。

20103 (3) 「国、都道府県、市町村その他これらに準ずるもの」中の「その他これらに準ずるもの」の意義

「その他これらに準ずるもの」とは、国、都道府県及び市町村の行政に準ずる行政を行うものをいい、具体的には、地方自治法で特別地方公共団体（港湾法に基づいて設立された港務局を含む。）とされるもの（特別区、地方公共団体の組合、産区及び地方開発事業団）をいう。

20104 (4) 「法人」の意義

「法人」とは、私法人、公法人、特殊法人、公益法人、中間法人（協同組合等）、営利法人（会社）を問わず、法人格のある社団、財団のすべてが含まれる。

20105 (5) 「常時5人以上」の意義

イ 「常時5人以上」とは、一の事業において雇用する労働者の数が年間を通じて5人以上あることをいう。

したがって、ごく短期間のみ行われる事業、あるいは一定の季節にのみ行われる事業（いわゆる季節的事業）は、通常「常時5人以上」には該当しない。また労働者の退職等により労働者の数が5人未満となった場合であっても、事業の性上速やかに補充を要し、事業の規模等からみて5人未満の状態が一時的であると認められるときは、5人以上として取り扱う。また、事業主が数事業を行っている合においては、その個々の事業について5人以上であるか否かを判断する。

ロ イの5人の計算に当たっては、法第6条第1号から第5号までに該当し法の適用を受けない労働者も含まれる。したがって、法第42条に規定する日雇労働者も含めて計算する。

ただし、法の適用を受けない労働者のみを雇用する事業主の事業については、その数のいかんにかかわらず、適用事業として取り扱う必要はない。

20106 (6) 事業主が適用事業に該当する部門と暫定任意適用事業に該当する部門とを兼営する場合の取扱い

事業主が適用事業に該当する部門（以下「適用部門」という。）と暫定任意適用事業に該当する部門（以下「非適用部門」という。）とを兼営している場合は、次によって取り扱う。

イ それぞれの部門が独立した事業と認められる場合は、適用部門のみが適用事業となる。

ロ 一方が他方の一部門にすぎず、それぞれの部門が独立した事業と認められない場合であって、主たる業務が適用部門であるときは、当該事業主の行う事業全体が適用事業となる。

20151-20200 2 任意加入の認可等

20151 (1) 任意加入の認可

暫定任意適用事業については、事業主が任意加入の申請をし、厚生労働大臣の認可があった日にその事業につき雇用保険に係る保険関係が成立する（徴収法附則第2条第1項）。

20152 (2) 認可権者

任意加入の認可についての厚生労働大臣の権限は、都道府県労働局長に委任されている（労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（以下「徴収法施行規則」という。）附則第1条の3）。

すなわち、事業主からの任意加入の申請に対しては、その事業場の所在地を管轄する都道府県労働局長が、その名において認可する（徴収法施行規則附則第2条第1項）。

この都道府県労働局長の認可に関する事務は、都道府県労働局職業安定部雇用保険主管課（以下「主管課」という。）において行う。

20153 (3) 認可の基準

イ 任意加入の認可は、暫定任意適用事業の事業主に対して、当該任意適用事業の業務に従事する者の雇用関係が明確であるかどうか、事業主に労働保険関係法令上の義務の履行を期待できるかどうかを判断した上、当該事業に適用事業としての地位を与えようとするものであるから、これらの点について十分調査することが必要である。

ロ 暫定任意適用事業の事業主に対しては、次の①～④のいずれにも該当する場合に認可することとする。

また、認可に当たっては認可の期限を付しても差し支えない（認可に期限を付した場合は、その事業は、期限の到来と同時に当然に適用事業ではなくなる。）。

- (1) 当該事業部門において、おおむね年間を通じて継続的に事業活動を行うものであること。
- (2) 労働保険料の納付、諸届の提出、雇用保険被保険者離職証明書（則様式第5号。以下「離職証明書」という。）の作成等の事務処理が確実に行われるものであること。

なお、これらの事務処理を労働保険事務組合（以下「事務組合」という。）に委託している場合には、この要件を満たしているものとして取り扱う。

- (3) 雇用関係の存否の判断、賃金の範囲の決定、被保険者期間の計算、就業状態の確認等が困難でないこと。

- (4) 労働保険料の滞納のおそれがないこと。

- (5) 事業場の閉鎖を目前に控えたもの、近く多数の離職者が発生することが予定されるもの等雇用保険制度を悪用しようとする逆選択のおそれのあるものでないこと。

- (6) 正当な理由なく他の社会保険（被用者保険に限る。）（特に労災保険及び厚生年金保険）に加入しないものでないこと。

- (7) 上記の基準中、(6)における「事務処理能力」については、当該事業主が加入している同種の事業を行う者の団体（事務組合の認可を受けている団体を除く。以下「事業主団体」という。）があり、その団体が当該事業主に代わって雇用保険に関する事務を処理するものである場合には、当該事業主団体を単位として判断しても差支えない。

ただし、これらの事業主団体については、できるだけ早期に事務組合の認可を受けるよう指導すること。

20154 (4) 認可の手続

イ 認可申請

暫定任意適用事業の事業主は、任意加入の申請をしようとするときは、任意加入申請書（徵収法施行規則様式第1号）を、その事業場の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出しなければならない（徵収法施行規則附則第2条第1項）。

ただし、事務組合に任意加入の申請事務を委託する事業主の事業にあっては、任意加入申請書の提出は、事務組合の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長又は事業場の所在地を管轄する都道府県労働局長のいずれか一方に対して行うこととされており（徵収法施行規則第65条及び失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徵収等に関する法律の施行に伴う労働省令の整備等に関する省令第13条第1項）、この場合、事業場あるいは事務組合の事務所の地理的状況のほか、被保険者に関する届出事務等の便宜をも考慮して適切な指導を行う。

ロ 労働者の同意

暫定任意適用事業の事業主は、その事業に使用される労働者の2分の1以上の同意を得なければ任意加入の申請を行うことができず、また、その事業に使用される労働者の2分の1以上の者が希望するときは、任意加入の申請を行わなければならない（徵収法附則第2条第2項及び第3項）。

ここでいう「その事業に使用される労働者の2分の1」とは、その事業において使用される労働者総数の2分の1以上の者ではなく、その事業が任意加入の認可を受けて適用事業となつても被保険者とならない労働者を除いた労働者の2分の1以上の者をいうものである。この場合、被保険者となるべき者であるかどうかの判断は、任意加入申請書が提出された際にに行う。

任意加入の認可を受けた事業の事業主は、徵収法施行規則第4条第2項の保険関係成立届の提出の必要はないが、雇用保険適用事業所設置届（以下「事業所設置届」という。）及びその事業に雇用される労働者について雇用保険被保険者資格取得届（則様式第2号。以下「資格取得届」という。）を事業所の所在地を管轄する公共職業安定所（以下「安定所」という。）の長に提出しなければならない（則第6条）（20701-20900及び22251-22300参照）。

ハ 申請者等から徴する承諾書等

- (イ) 認可を行う場合には、あらかじめ事業主（事業主団体を単位として認可の可否の判断を行ったときは、事業主と当該事業主団体の双方）から、次の書面（ただし、cの書面については事業主団体のみ。）を提出させる。
 - a 認可基準に抵触しないよう万全の努力をする旨の承諾書
 - b 認可基準に抵触するに至ったときは、そのとき以降認可を撤回されること、失業等給付に関して偽りの届出、報告、証明を行い不正に失業等給付を受けさせようとしたときその他不正の行為があったときも同様であること及び認可の申請に際して事実を秘す等の不正の行為があった場合は、認可をさかのぼって取り消されることについて異議なき旨の同意書
 - c 認可に際し、事業主団体を単位として認可基準を判断し、任意加入を認められたものについては、当該事業主団体から労働保険事務を当該事業主に代わって責任をもって処理する旨の承諾書
 - d 極力離職者の発生を抑制し、やむを得ず離職者が発生した場合にも、その者に対して

安定所の紹介する職業紹介に積極的に応ずるよう十分指導する旨の誓約書

(d) 任意加入申請書の受理等

- a 任意加入申請書を受理する場合には、申請書のほか、認可を行う場合に必要な書類を一括して提出するよう指導すること。
- b 事業主団体を単位として認可基準の判断を受けるものについては、当該事業主団体分を一括して申請するよう指導すること。

二 認可に当たっての留意事項

(i) 認可項目の調査

認可に当たっては、提出書類の審査のほか、適宜実地調査を行い、認可基準の各項目について慎重に判断する。この場合、特に次に留意する。

- a 雇用関係の存否を判断するときは、雇用関係の当事者間の契約等をまず把握する。
- b 賃金については、通貨によるもののほか、現物給与による場合もあると考えられるが、申請時に当該事業主から十分説明を求め、賃金の範囲、評価額等をあらかじめ明確に把握しておく。
- c 当該事業部門がおおむね年間を通じて継続的に事業活動を行うものであるか否かの確認に当たっては、事業主から説明を求め、必要に応じて事業活動が継続して行われることがわかる書類を提出させた上で判断することとするが、各都道府県労働局において、次の(a)、(b)及び(c)についての各産業、各都道府県労働局の実情に応じた具体的な判断基準を作成し、この基準に照らして通年継続事業活動の有無を総合的に判断する。
 - (a) 当該事業部門が、その規模を縮小し、又は事業場を閉鎖することとなることが通例の季節においても、労働者を雇用し事業が継続して行われる見込みがあると認められること。
 - (b) 当該事業部門が、その規模を縮小し、又は事業場を閉鎖することとなることが通例の季節においても、必要に応じ直ちに事業を実施し得るように、施設、機器、資材等の維持、保全、確保が図られていること。
 - (c) 当該事業部門が、その規模を縮小し、又は事業場を閉鎖することとなることが通例の季節においても、事業場を閉鎖せず従来の事業活動の一部若しくは全部を継続するか、又は当該期間に限り、当該事業部門において、別種の事業活動を行われる見込みがあると認められること。
- (d) その他、各都道府県労働局ごとに定める基準（各都道府県労働局管轄区域内の実情に応じて定めるものとする。）に該当するものであること。
- d 以上の事務を行うに当たっては、事業主団体を単位として認可基準を判断するものであるときは、当該団体にも協力を求める。

(p) 撤回権の留保

認可を行う際には、認可の基準に抵触するに至った場合又は不正事故があった場合には、認可を撤回する旨の条件（付款）を付す（20156（認可の撤回）参照）。

(r) その他

- a 任意加入の認可を与える際には、離職者に対し職業紹介を行うこと及び紹介を行

ったにもかかわらずこれを拒んだときは厳格に給付制限を行うものであることを十分に周知徹底させておく。

なお、紹介を行ったにもかかわらずこれを拒んだときには、給付制限を行うべきであることは、一般の受給者の場合と同様である。

- b 認可が行われた場合には、所定期日までに事業所設置届、資格取得届等の提出を行うよう指導しなければならないが、資格取得届の受理に当たっては、事業の繁閑、過去の在籍労働者数に注意し、架空名義による資格取得届を受理することのないよう留意する。
- c 適用した事業の事業主に対しては、事業主の義務を十分理解させ、いやしくも不正の行為のあった場合は認可が撤回される旨を説明しておく。
- d 農林水産業においては、相当数の労働者を雇用している場合を除き、通常は事務処理能力が十分でない事業主が多いことにかんがみ、また、安定所等における事務処理の簡便化をも考え併せて、特に小規模の事業主については、極力事業主団体を単位として加入させるよう配慮する。

20155 (5) 認可の取消し

事業主が任意加入の申請をしたときに事実をそのまま申し立てていたならば認可しなかつたであろうことが客観的に認められる事項について、事業主が偽りの申立てをしたことが明らかとなった場合は、認可を取り消すことができる。認可が取り消された場合には、その事業は、認可時にさかのぼって適用事業でなかつたこととなる。

したがって、その事業に雇用されていた労働者についての被保険者となつたこと又は被保険者でなくなったことの確認は取り消す。また、その期間被保険者であったことに基づく失業等給付の受給資格は消滅し、支給した失業等給付があれば、これを返還させる。

20156 (6) 認可の撤回

イ 概要

任意加入の認可は、次の口の場合に該当するときは、事業主及びその雇用する被保険者の同意を要せず職権で撤回することができる。任意加入の認可の撤回は、任意加入の認可の取消しと異なり、将来に向かってのみ効力を有する。したがって、撤回が行われるまでの期間については、任意加入の認可は有効に継続しているのであるから、その期間の被保険者であったことに基づく失業等給付の受給に影響を及ぼすものではない。

ロ 認可を撤回できる場合

(i) 撤回権を留保している場合

任意加入の認可に当たって、一定の条件に該当するときは認可を撤回する旨の付款が付されている場合は、その条件に該当したときは、任意加入の認可を撤回することができる。

(ii) 撤回権を留保していないが、従来どおり任意加入の認可を存続させておくと公益に反することとなる場合

任意加入の認可に当たって撤回権を留保している場合以外は、原則として任意加入の認可は職権により撤回することができないが、任意加入の認可を存続させておくと公益に反する方が明らかな場合は、撤回することができる。ただし、この撤回を行う場合は、必ず本省の指示を受けて行わなければならない。

20157 (7) 摂制による任意加入の認可

適用事業がその事業内容の変更、労働者の減員等によって、暫定任意適用事業に該当するに至った場合、任意加入の認可を受けなければ適用事業とならないこととすると、その事業に雇用される労働者の被保険者としての地位が変動することが多くなる。そこで、このような場合には、その事業に対して任意加入の認可を要せず、法律の規定によって自動的に任意加入の認可を受けた暫定任意適用事業と同様の地位を与えようとする措置がとられている。

すなわち、適用事業が暫定任意適用事業に該当するに至ったときは、その翌日にその事業につき任意加入の認可があつたものとみなされる（徴収法附則第2条第4項）。

この場合は、法律上当然に任意加入の認可を受けた暫定任意適用事業とみなされるのであって、その事業の事業主は、任意加入の認可の手続を行う必要はない。また、この場合は、その雇用する労働者がなお被保険者であることには変わりないものであるから、被保険者となつたこと又は被保険者でなくなったことについての確認（20501 参照）の手続も必要ない。

20158 (8) 雇用保険に係る保険関係の消滅の認可

イ 概要

任意加入の認可を受けた暫定任意適用事業（徴収法附則第2条第4項の規定により任意加入の認可を受けたものとみなされる事業を含む。20157 参照）の事業主は、当該暫定任意適用事業に係る保険関係の消滅の申請をし、厚生労働大臣の認可（厚生労働大臣の権限は、徴収法施行規則附則第1条の3により都道府県労働局長に委任されている。）を受けて当該保険関係を消滅させることができる。この場合、当該保険関係は、認可のあった日の翌日に消滅する（徴収法附則第4条第1項）。

なお、保険関係の消滅の申請を行う場合は、その事業に使用される労働者の4分の3以上の同意を要する（徴収法附則第4条第2項）。

ロ 雇用保険に係る保険関係の消滅の認可があった場合の被保険者の取扱い

保険関係の消滅の認可があった場合に、その事業に雇用される被保険者は、その認可のあった日の翌日から被保険者でなくなる（喪失原因是「1」離職以外の理由。21203 のイの④参照）。

したがって、事業主は、その事業に雇用される被保険者について雇用保険被保険者資格喪失届（則様式第4号。以下「資格喪失届」という。）を提出しなければならない。

なお、21201（資格喪失届の提出による確認）及び 21651（離職以外の理由により被保険者資格を喪失した者の取扱い）参照。

20301-20500 第3 被保険者

20301-20350 1 被保険者の範囲

20301 (1) 被保険者の意義

被保険者とは、適用事業に雇用される労働者であって、法第6条各号に掲げる者以外のものをいう（法第4条第1項）。すなわち、適用事業に雇用される労働者は、20303の「被保険者とならない者」に該当しない限り、その意思のいかんにかかわらず、被保険者となる。

ここでいう「労働者」とは、事業主に雇用され、事業主から支給される賃金によって生活している者をいう（20004参照）。

20302 (2) 被保険者の種類

被保険者は、一般被保険者、高年齢被保険者、短期雇用特例被保険者（以下「特例被保険者」という。）及び日雇労働被保険者に類別される。

イ 一般被保険者とは、高年齢被保険者、特例被保険者及び日雇労働被保険者以外の被保険者をいう。

ロ 高年齢被保険者とは、65歳以上の被保険者（法第37条の2第1項）であって特例被保険者及び日雇労働被保険者以外の者をいう（20401参照）。

なお、65歳に達した日以後に雇用された者であって、平成29年1月1日前から引き続いて雇用されている者については、平成29年1月1日に当該事業主の適用事業に雇用されたものとみなす（平成28年改正雇用保険法等附則第3条）。

ハ 特例被保険者とは、被保険者であって、季節的に雇用されるもの（20452参照）のうち次のいずれにも該当しないもの（日雇労働被保険者を除く。）をいう。

(イ) 4か月以内の期間を定めて雇用される者

(ロ) 1週間の所定労働時間が厚生労働大臣の定める時間数（30時間。平成6年労働省告示第10号）未満である者

ニ 日雇労働被保険者とは、被保険者である日雇労働者であって法第43条第1項各号のいずれかに該当するものをいう（90002及び90006参照）。

(イ) 雇用保険において日雇労働者とは、日々雇用される者及び30日以内の期間を定めて雇用される者をいう（法第42条）。

(ロ) 「法第43条第1項各号のいずれかに該当するもの」とは：

a 次の(a)及び(b)に掲げる区域（この区域を「適用区域」という。）内に居住し、適用事業に雇用される者

(a) 特別区（東京都の各区をいう。）又は安定所（出張所、公庁舎を含む。）の所在する市町村の区域であって厚生労働大臣が特に指定する区域（この区域を「除外区域」という。）以外の区域

(b) (a)に掲げる区域に隣接する市町村の全部又は一部の区域であって厚生労働大臣が指定する区域（この区域を「隣接区域」という。）

b 適用区域外の地域に居住し、適用区域内にある適用事業に雇用される者

- c 適用区域外に居住し、適用区域外の地域にある適用事業であって、日雇労働の労働市場の状況その他の事情に基づいて厚生労働大臣が指定したものに雇用される者
 - d 法第43条第1項第4号の認可を受けた者
- (イ) 法第43条第1項第4号の認可を受けたものとは：
法第43条第1項第1号から第3号に掲げるものに該当しない日雇労働者は、その者が適用事業に雇用される場合において、その者の住所又は居所を管轄する安定所の長の認可を受けたときは、日雇労働被保険者となる（任意加入による日雇労働被保険者）。

[参考] 被保険者の種類

- 一般被保険者
- 高年齢被保険者
- 短期雇用特例被保険者
- 日雇労働被保険者

失業等給付は、これらの被保険者の種類及び区分に応じて定められている。

（注）以下、一般被保険者、高年齢被保険者及び特例被保険者については、被保険者たる身分を「被保険者資格」というものとする。したがって、例えば、「被保険者となったこと」は「被保険者資格の取得」と、「被保険者でなくなったこと」は「被保険者資格の喪失」のごとく表現するものとする。

20303 (3) 被保険者とならない者

次に掲げる者は、法第6条等により、法の適用を受けない。したがって、適用事業に雇用される者であっても被保険者とならない。

イ 1週間の所定労働時間が20時間未満である者（法第6条第1号）

ただし、日雇労働被保険者に該当する者は被保険者となる（20302参照）。

「1週間の所定労働時間」とは、就業規則、雇用契約書等により、その者が通常の週に勤務すべきこととされている時間をいう。この場合の「通常の週」とは、祝祭日及びその振替休日、年末年始の休日夏季休暇等の特別休日（すなわち、週休日その他概ね1か月以内の期間を周期として規則的に与えられる休日以外の休日）を含まない週をいう。

なお、4週5休制等の週休2日制等1週間の所定労働時間が短期的かつ周期的に変動し、通常の週の所定労働時間が一通りでないときは、1週間の所定労働時間は、それらの平均（加重平均）により算定された時間とし、また、所定労働時間が1か月の単位で定められている場合には、当該時間を12分の52で除して得た時間を1週間の所定労働時間とする。この場合において、夏季休暇等

のため、特定の月の所定労働時間が例外的に長く又は短く定められているときは、当該特定の月以外の通常の月の所定労働時間を 12 分の 52 で除して得た時間を 1 週間の所定労働時間とする。このとき、通常の月の所定労働時間が一通りでないときは、上記のなお書きに準じてその平均を算定すること。また、所定労働時間が 1 年間の単位でしか定められていない場合には、当該時間を 52 で除して得た時間を 1 週間の所定労働時間とする。

なお、労使協定等において「1 年間の所定労働時間の総枠は〇〇時間」と定められている場合のように、所定労働時間が 1 年間の単位で定められている場合であっても、さらに、週又は月を単位として所定労働時間が定められている場合には、上記によらず、当該週又は月を単位として定められた所定労働時間により 1 週間の所定労働時間を算定すること。

雇用契約書等により 1 週間の所定労働時間が定まっていない場合やシフト制などにより直前にならないと勤務時間が判明しない場合については、勤務実績に基づき平均の所定労働時間を算定すること。

ロ 同一の事業主の適用事業に継続して 31 日以上雇用されることが見込まれない者（法第 6 条第 2 号）

ただし、日雇労働被保険者に該当する者は被保険者となる（20302 のニ参照）。また、日雇労働者であって、前 2 月の各月において 18 日以上同一の事業主の適用事業に雇用された者は被保険者となる（90251 参照）。

(イ) 「31 日以上雇用されることが見込まれる」とは、次の場合をいう。

- a 期間の定めがなく雇用される場合
- b 雇用期間が 31 日以上である場合
- c 雇用期間が 31 日未満である場合

31 日未満の期間を定めて雇用される場合であっても、次のいずれにも該当する場合を除き、31 日以上雇用されることが見込まれるものとして一般被保険者又は高年齢被保険者となる。

(a) 雇用契約書その他書面においてその契約が更新される旨又は更新される場合がある旨明示されていないこと

(b) 当該事業所において同様の雇用契約に基づき雇用されている者について更新等により 31 日以上雇用された実績がないこと

但し、上記(a) (b) のいずれかに該当しない場合であっても、雇用契約その他書面においてその雇用契約が更新されないことが明示されている場合等労使双方により 31 日以上雇用が継続しないことについて合意されていることが確認された場合には、一般被保険者又は高年齢被保険者とならない。

(ロ) また、当初の雇入時に 31 日以上雇用されることが見込まれない場合であっても、雇入れ後において、雇入れ時から 31 日以上雇用されることが見込まれることとなった場合には、その時点から一般被保険者又は高年齢被保険者となる。

なお、労働者が日雇労働被保険者手帳の交付を受ける場合には、一般被保険者又は高年齢被保険者とならないことに留意すること。

また、派遣労働者についても、上記により取り扱う。

ハ 季節的に雇用される者（20452 参照）であって、次の(イ)又は(ロ)に該当するもの（法第 6 条第 3 号）

(イ) 4か月以内の期間を定めて雇用される者

(ロ) 1週間の所定労働時間が厚生労働大臣の定める時間数（30 時間。平成 22 年労働省告示第 154 号）未満である者

ただし、日雇労働被保険者に該当する者は被保険者となる。

ニ 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、同法第 124 条に規定する専修学校又は同法第 134 条第 1 項に規定する各種学校の学生又は生徒（法第 6 条第 4 号）

学校教育法（昭和 26 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、同法第 124 条に規定する専修学校又は同法第 134 条第 1 項に規定する各種学校の学生又は生徒（法第 6 条第 4 号）であっても、大学の夜間学部及び高等学校の夜間等の定時制の課程の者等以外のもの（以下「昼間学生」という）は、被保険者とはならない。また、昼間学生が夜間等において就労しても被保険者とはならない。ただし、昼間学生であっても、次に掲げる者は、被保険者となる。

(イ) 卒業見込証明書を有する者であって、卒業前に就職し、卒業後も引き続き当該事業に勤務する予定のもの

(ロ) 休学中の者（この場合は、その事実を証明する文書の提出を求める。）

(ハ) 事業主との雇用関係を存続した上で、事業主の命により又は事業主の承認を受け、大学院等に在学する者（社会人大学院生など）

(ニ) その他一定の出席日数を課程終了の要件としない学校に在学する者であって、当該事業において同種の業務に従事する他の労働者と同様に勤務し得ると認められるもの（この場合は、その事實を証明する文書の提出を求める。）

ホ 船員であって漁船に乗り組むために雇用される者（1年を通じて船員として雇用される場合を除く）（法第 6 条第 5 号）

漁船は、雇用保険法施行令（昭和 50 年政令第 25 号）第 2 条の各号に掲げる漁船（以下「特定漁船」（*）という。）以外の漁船に限る。

(*) 特定漁船とは、次に掲げる漁船をいう。

- ・ 漁業法第 52 条第 1 項の指定漁業を定める政令（昭和 38 年政令第 6 号）第 1 条第 1 項第 2 号に掲げる以西底びき網漁業、同項第 3 号に掲げる遠洋底びき網漁業又は同項第 6 号に掲げる小型捕鯨業に従事する漁船
- ・ 専ら漁獵場から漁獲物又はその加製品を運搬する業務に従事する漁船
- ・ 漁業に関する試験、調査、指導、練習又は取締業務に従事する漁船

ヘ 国、都道府県、市町村その他これらに準ずるもの事業に雇用される者のうち、離職した場合に、他の法令、条例、規則等に基づいて支給を受けるべき諸給与の内容が、法に規定する求職者給付及び就職促進給付の内容を超えると認められるものであって、則第 4 条第 1 項に定めるもの（法第 6 条第 6 号。23001-23300 参照）

20351-20400 2 被保険者の範囲に関する具体例

20351 (1) 労働者性の判断を要する場合

法は適用事業に雇用される労働者を被保険者としている（法第4条）。このため、雇用される労働者に該当しない場合には、被保険者とならない。労働者性の判断を要する場合の具体例は次のとおり。

イ 取締役及び社員、監査役、協同組合等の社団又は財団の役員

- (イ) 株式会社の取締役は、原則として、被保険者としない。取締役であって同時に会社の部長、支店長、工場長等従業員としての身分を有する者は、報酬支払等の面からみて労働的性格の強い者であって、雇用関係があると認められるものに限り被保険者となる。なお、この場合において、これらの者が失業した場合における失業給付の算定の基礎となる賃金には、取締役としての地位に基づいて受ける役員報酬が含まれないことは当然であるので、これらの者について離職証明書が提出されたときには、この点に留意する。
- (ロ) 代表取締役は被保険者とならない。
- (ハ) 監査役については、会社法上従業員との兼職禁止規定（会社法第335条第2項）があるので、被保険者とならない。ただし、名目的に監査役に就任しているに過ぎず、常態的に従業員として事業主との間に明確な雇用関係があると認められる場合はこの限りでない。
- (乙) 合名会社、合資会社又は合同会社の社員は株式会社の取締役と同様に取り扱い、原則として被保険者とならない。
- (ホ) 有限会社の取締役は、株式会社の取締役と同様に取り扱い、会社を代表する取締役については、被保険者としない（平成18年5月1日の会社法の施行に伴い、施行日後は、新たに有限会社を設立することはできることとなったが、施行日前に設立された有限会社は、引き続き、その商号中に有限会社の名称を用いることとされている。）。
- (ハ) 農業協同組合、漁業協同組合等の役員は、雇用関係が明らかでない限り被保険者とならない。その他の法人又は法人格のない社団若しくは財団（例えば、特定非営利活動法人（NPO法人））の役員は、雇用関係が明らかでない限り被保険者とならない。

ロ 企業組合の組合員

中小企業等協同組合法に基づく企業組合の組合員は、組合との間に中小企業等協同組合法に基づく組合関係が存在することはもちろんであるが、次の2つの要件を満たしている場合で、企業組合と組合員との間において組合関係とは別に雇用関係も存在することが明らかに認められる場合は、被保険者となる。

- (イ) 組合と組合員との間に使用従属の関係があること。すなわち、組合員が組合の行う事業に従事し、組合に労働を提供する場合に、組合員以外の者で組合の行う事業に従事する者と同様に組合の支配に服し、その規律の下に労働を提供していること。
- (ロ) 組合との使用従属関係に基づく労働の提供に対し、その対償として賃金が支払われていること。

ハ 有限責任事業組合の組合員

有限責任事業組合契約に関する法律（平成17年法律第40号）に規定されている有限責任事業

組合（L L P）の組合員は、被保険者とならない。

なお、L L Pは従業員を雇用することが可能であるので、L L Pに雇用されている従業員については、被保険者となる。

二 農事組合法人等の団体の構成員、家族等

農事組合法人等農林水産業を行う団体が事業主である場合における当該団体の構成員及びその同居の親族並びに当該事業を行う個人が事業主である場合における当該事業主の同居の親族については、当該事業主との間に雇用関係を認めることができない場合も多いが、その就労実態、賃金支払の実態等から明確に雇用関係があると認められる場合は、被保険者となる。この場合、その雇用関係の存否を判断するに当たっては、特に次の点に留意する。

なお、同居の親族であって主として当該団体の構成員又は個人事業主により生計を維持されている者は、通常は雇用関係が認められない場合が多いので、特に慎重に判断する。

- (イ) その属する団体の行う事業の経営（事業の計画、実施方法、予算、決算等）が、各構成員ごとにばらばらに行われるのではなく、当該団体の統一ある方針の下で、当該団体の事業として、一体的に行われているかどうか。
- (ロ) その属する団体の主要な各種施設、機械器具等の管理及び使用が当該団体を単位として行われているものであるかどうか。
- (ハ) 従来、農地等の生産手段を所有し、又は使用収益していた者については、その所有権又は使用収益権（地上権、永小作権、使用貸借権）の大部分を当該団体に移転した者であるかどうか。
- (ニ) 当該団体の一体化的な指揮監督を受けて当該団体の事業に常時従事する者であるかどうか。
- (ホ) 明確な賃金が支給される者であって、当該団体に労働者名簿、賃金台帳等が整備され、また、給与所得に係る所得税の源泉徴収が行われているかどうか。
- (ハ) 他の社会保険の被保険者資格の取得状況はどうか。
- (ト) 法人税法第61条の適用を受ける農事組合法人又は漁業組合の組合員でないかどうか。

ホ 森林組合に雇用される者

森林組合法に基づいて、組織される森林組合が、労働者と直接雇用契約を締結し、他の社会保険においても、労働者と直接雇用関係が成立しているものとして処理されている場合であって、次イからホまでのすべてに該当するときは、構成事業主の委託を受けた事業を行うために労働者を使用すると認められるので、当該森林組合は適用事業となり、労働者は、原則として、被保険者となる。

- (イ) 当該森林組合の事業経営（事業計画、施行、予算、決算等）、労働者の配置が事業として統一ある方針のもとに一体化的に行われていること。
- (ロ) 当該森林組合が構成事業主から施業委託を受け、当該契約に基づいて事業を行っていること。
- (ハ) 当事者間に直接文書による雇用契約が締結されていること。
- (ニ) 労働者が当該森林組合の一体化的な指揮監督を受けて専ら当該森林組合の事業に従事していること。

(ホ) 当該森林組合に就業規則、労働者名簿、賃金台帳等が整備され、また、当該森林組合に雇用される労働者として給与所得に係る所得税の源泉徴収が行われていること。

ヘ 生命保険会社の外務員等

(イ) 生命保険会社の外務員、損害保険会社の外務員、証券会社の外務員、金融会社、商社等の外務員等については、その職務の内容、服務の態様、給与の算出方法等の実態により判断して雇用関係が明確である場合は、被保険者となる。

この場合において、雇用関係が明確であるためには、単に固定給が支給されること、就業規則があること、出勤義務があること等の一、二のみをもって判断されるべきではなく、職務の内容及び服務が事業主から支配を受け、その規律の下に労働を提供するものであって、会社に対する損害や成績不良につき一般社員と同様な何らかの制裁を受ける場合とする。これらの者が出勤と称しても、単に委任の規定による受任者の報告、受任者の受取物引渡しのためでないかについて検討しなければならず、また、固定給的報酬を受けていても、委任関係に基づく報酬の一部となることもある。

(ロ) これらの者の雇用関係の有無についての一応の判断を示せば次のとおりである。

ア 生命保険会社の外務員は、その職務の内容、服務の態様、給与の算出方法等からみて雇用関係が明確でないので、通常は被保険者とならない。

しかしながら、次の(a)、(b)又は(c)に掲げる生命保険外務員については、雇用関係が明確であると認められるので、これらの事業主又は労働者から申出があった場合は、その実態を確認の上、被保険者とする。

(a) 支部長その他機関長として所属外務員の出勤管理、契約募集業務の指導等の管理監督的業務に従事する者。

(b) 集金業務を兼ね行う月掛外務員（委任契約によるものを除く。）であって次の要件のすべてを満たしているもの。

(i) 出勤義務が課されていること。

(ii) 每月の賃金額が安定していること。

(c) 専ら保険契約の募集勧誘に従事する者であって、次の要件のすべてを満たすもの。

(i) 出勤義務が課されていること。

(ii) 業務の活動状況について報告義務があること。

(iii) 兼業が認められていないこと。

(iv) 每月の賃金額が安定していること。

(d) なお、被保険者資格の取得の確認を行うに当たっては、次の点に留意する。

(i) 被保険者の範囲、賃金の範囲等については、事業所の所在地を管轄する本店の長は、主管課を経由して本店所在地の主管課と協議の上決定すること。

(ii) 同一の会社組織に属する者については、同一の種類の外務員である限り、たとえ一部地方の実態が他の地方のそれと若干異なる場合があっても、統一的な取扱いを行うものとすること。したがって、(ii)の決定があった場合は、主管課は本省及び関係都道府県

労働局へ連絡、通知すること。

- b 損害保険会社の外務員は、通常、専ら募集業務に従事する者であるが、これらの外務員は事業主の指揮監督を受けて労働に従事しなければならないことが多く、かつ、これらの者の受ける報酬は、固定給の占める比率が高いものであるから、これらの外務員は、一般には、被保険者となる。
- c 損害保険会社のうちには、募集業務は代理店のみに行わせ、外務員と称せられる者は、代理店の監督を行うのみのものもあるが、これらの者は、通常、雇用関係が明確であるから、被保険者となる。
- d 損害保険会社のうち簡易保険（月掛保険）を取り扱う会社にあっては、簡易保険の募集に従事する外務員は、財務省においても、生命保険の外務員と同様に取り扱われており、かつ、その服務の態様、報酬の支払方法も類似しているので、生命保険の外務員と同様に取り扱う。
- e 証券業者の有価証券外務員は、有価証券の募集若しくは売買又は証券市場における売買取引の勧誘の業務に従事し、一般的には、事業主との間に雇用関係が存在することが多いので、このような者は、被保険者となる（証券取引法参照）。

ト 旅館、料理店、飲食店、その他接客業又は娯楽場の事業に雇用される者

当該事業主との間に雇用関係のない者（場所又は衣類の賃借の料金、食費等その者の稼働に關係なく当該事業主に一定額を支払い、自営業若しくは自前と認められる者を含む。）は、被保険者とならないが、その他の者は、雇用関係の存在する限り、被保険者となる。この場合、固定給はもちろん、チップ、チケット代等の名目であっても一度事業主の手を通して再分配されるものは、その額の多少を問わず賃金とみなす。

チ 家事使用人

家事使用人は被保険者とならない。ただし、適用事業に雇用されて主として家事以外の労働に従事することを本務とする者は、家事に使用されることがあっても被保険者となる。

リ 同居の親族

個人事業の事業主と同居している親族は、原則として被保険者としない。

法人の代表者と同居している親族については、通常の被保険者の場合の判断と異なるものではないが、形式的には法人であっても、実質的には代表者の個人事業と同様と認められる場合（例えば、個人事業が税金対策等のためにのみ法人としている場合、株式や出資の全部又は大部分を当該代表者やその親族のみで保有して取締役会や株主総会等がほとんど開催されていないような状況にある場合のように、実質的に法人としての活動が行われていない場合）があり、この場合は、個人事業主と同居の親族の場合と同様、原則として被保険者としない。

なお、同居の親族であっても、次の(イ)～(ロ)の条件を満たすものについては、被保険者として取り扱う。

- (イ) 業務を行うにつき、事業主の指揮命令に従っていることが明確であること。
- (ロ) 就業の実態が当該事業所における他の労働者と同様であり、賃金もこれに応じて支払われていること。特に、

a 始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇等

b 賃金の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切り及び支払の時期等

について、就業規則その他これに準ずるものに定めるところにより、その管理が他の労働者と同様になされていること。

(ハ) 事業主と利益を一にする地位（取締役等）ないこと（20351 のイ参照）。

ヌ 授産施設の作業員

授産施設は、身体上若しくは精神上の理由又は世帯の事情により就業能力の限られている者、雇用されることが困難な者等に対して、就労又は技能の習得のために必要な機会及び便宜を与えて、その自立を助長することを目的とする社会福祉施設であり、その作業員（職員は除く。）は、原則として、被保険者とならない。

ル 在宅勤務者

在宅勤務者（労働日の全部又はその大部分について事業所への出勤を免除され、かつ、自己の住所又は居所において勤務することを常とする者をいう。）については、事業所勤務労働者との同一性が確認できれば原則として被保険者となりうる。

この事業所勤務労働者との同一性とは、所属事業所において勤務する他の労働者と同一の就業規則等の諸規定（その性質上在宅勤務者に適用できない条項を除く。）が適用されること（在宅勤務者に関する特別の就業規則等（労働条件、福利厚生が他の労働者とおおむね同等以上であるものに限る。）が適用される場合を含む。）をいう。

なお、この事業所勤務労働者との同一性を判断するにあたっては、次の点に留意した上で総合的に判断することとする。

(イ) 指揮監督系統の明確性

在宅勤務者の業務遂行状況を直接的に管理することが可能な特定の事業所が、当該在宅勤務者の所属事業所として指定されていること

(ロ) 拘束時間等の明確性

a 所定労働日及び休日が就業規則、勤務計画表等により予め特定されていること

b 各労働日の始業及び終業時刻、休憩時間等が就業規則等に明示されていること

(ハ) 勤務管理の明確性

各日の始業、終業時刻等の勤務実績が、事業主により把握されていること

(ニ) 報酬の労働対償性の明確性

報酬中に月給、日給、時間給等勤務した期間又は時間を基礎として算定される部分があること

(ホ) 請負・委任的色彩の不存在

a 機械、器具、原材料等の購入、賃借、保守整備、損傷（労働者の故意・過失によるものを除く。）、

事業主や顧客等との通信費用等について本人の金銭的負担がないこと又は事業主の全額負担であることが、雇用契約書、就業規則等に明示されていること

- b 他の事業主の業務への従事禁止について、雇用契約書、就業規則等に明示されていること

20352 (2) 労働者の特性・状況を考慮して判断する場合

その他、労働者の特性・状況を考慮して判断する場合の具体例は次のとおり。

イ 2以上の事業主の適用事業に雇用される者

(イ) 2以上の事業主の適用事業に雇用される者の被保険者資格

- a 同時に2以上の雇用関係にある労働者については、当該2以上の雇用関係のうち一の雇用関係（原則として、その者が生計を維持するに必要な主たる賃金を受ける雇用関係とする）についてのみ被保険者となる。
- b 特に、適用事業に雇用される労働者が、その雇用関係を存続したまま他の事業主に雇用されること（いわゆる在籍出向（21203 イ(ロ)f の移籍出向以外の出向））となったことにより、又は事業主との雇用関係を存続したまま労働組合の役職員となったこと（いわゆる在籍専従）により同時に2以上の雇用関係を有することとなった者については、その者が生計を維持するに必要な主たる賃金を受ける一の雇用関係すなわち主たる雇用関係についてのみ、その被保険者資格を認めることとなる。ただし、その者につき、主たる雇用関係がいずれにあるかの判断が困難であると認められる場合、又はこの取扱いによっては雇用保険の取扱い上、引き続き同一の事業主の適用事業に雇用されている場合に比し著しく差異が生ずると認められる場合には、その者の選択するいずれか一の雇用関係について、被保険者資格を認めることとしても差し支えない。
- c 被保険者が前事業所を無断欠勤したまま他の事業主の下に再就職したため、同時に2以上の事業主の適用事業に雇用されることとなった場合は、いずれの雇用関係について被保険者資格を認めるかを上記に準じて判断し、新たな事業主との雇用関係が主たるものであると認められるときには、喪失日の確認が困難なことから、後の事業主の下に雇用されるに至った日の前日を前の事業主との雇用関係に係る離職日として取り扱う。

(ロ) 在籍出向等の場合における事業主に対する指導

一の事業主（例えば出向元事業主。以下「A事業主」という。）との間の雇用関係に基づく被保険者資格（以下「A被保険者資格」という。）を有する者が、A事業主との雇用関係を存続したまま他の事業主（例えば出向先事業主。以下「B事業主」という。）に雇用された場合であって、B事業主との間の雇用関係について被保険者資格（以下「B被保険者資格」という。）が認められることとなった場合には、ごくまれにその者について不利な結果を生ずる場合のあることも予想されるので、これらの者の雇用関係の特殊性にかんがみ、次の点について、あらかじめ事業主に対し、十分に指導を行う必要がある。

- a A事業主及びB事業主の双方から賃金が支払われる者が失業した場合における基本手当の日額又は高年齢求職者給付金若しくは特例一時金の額の決定の基礎となる賃金日額の算定に当たっては、A事業主又はB事業主のいずれか一方が支払った賃金のみが基礎となるので、2

以上の事業主の適用事業に雇用される者については、賃金支払関係をいづれか一方の事業主に集約して処理することが望ましいこと。

- b A被保険者資格を有する者がB事業主との雇用関係に基づきB被保険者資格を取得することによりA被保険者資格を喪失する場合及びB被保険者資格を有する者がA事業主の下に復帰することによりB被保険者資格を喪失する場合におけるそれぞれの被保険者資格の喪失の日については、被保険者期間の計算上不利にならないよう十分配慮する必要があること。

(八) 在籍出向等の場合における事務処理上の留意点

- a (ロ)の場合における事務処理に当たっては、次の点に留意しなければならない。

- (a) A事業主の事業所の所在地を管轄する安定所（以下「A安定所」という。）における取扱い

- (i) A被保険者資格の喪失に係る資格喪失届の記載に当たっては、5欄（喪失原因）は「1」（離職以外の理由）を記載させる。

- (ii) A被保険者資格を喪失した後に離職した場合には、A被保険者資格に係る被保険者期間とその後の被保険者期間とを通算することにより受給資格、高年齢受給資格又は特例受給資格を満たすことがあるので、その者が求職者給付の支給を受けようとする場合の取扱いは、21651（離職以外の理由により被保険者資格を喪失した者の取扱い）の定めるところによる。

- (iii) A事業主の下に復帰した場合におけるA被保険者資格に係る資格取得届の記載に当たっては、3欄（取得区分）には「2」（再取得）を、9欄（被保険者となったことの原因）には「4」（その他）を記載させる。また、9欄の下の空欄部分に、「復帰」と記載させる。

- (b) B事業主の事業所の所在地を管轄する安定所（以下「B安定所」という。）における取扱い

- (i) B被保険者資格の取得に係る資格取得届の記載に当たっては、3欄には「2」を、9欄には「2」（新規雇用（その他））を記載させる。

- (ii) A事業主の下に復帰した場合におけるB被保険者資格に係る資格喪失届の記載に当たっては、5欄（喪失原因）には「1」を記載させるとともに、11欄（被保険者でなくなったことの原因）には「復帰」と記載させる。

- b A被保険者資格を有する者がA事業主との雇用関係を存続したままB事業主に雇用された場合であっても、B事業主において被保険者資格を取得しないためにA被保険者資格をそのまま存続する場合には、資格喪失届及び資格取得届の提出は必要はないのでaのごとき取扱いを必要としない。

- c 昭和43年6月30日において現に取得している同一人に係る2以上の被保険者資格の取扱いについては、当該被保険者資格に限り、同日以後においてもこれを認めることとされているので、諸届の処理について十分に留意する。

ロ 引き続き長期にわたり欠勤している者

労働者が長期欠勤している場合であっても、雇用関係が存続する限り賃金の支払を受けていると否とを問わず被保険者となる。

なお、この期間は、基本手当の所定給付日数等を決定するための基礎となる算定基礎期間（法第22条第3項）に算入される。

ハ 退職金制度のある適用事業に雇用される者

求職者給付及び就職促進給付の内容を上回るような退職金制度のある適用事業に雇用される者であっても、被保険者となる。

ニ 国外で就労する者

(イ) 適用事業に雇用される労働者が事業主の命により日本国の領域外において就労する場合の被保険者資格は、次のとおりである。

a その者が日本国の領域外に出張して就労する場合は、被保険者となる。

b その者が日本国の領域外にある適用事業主の支店、出張所等に転勤した場合には、被保険者となる。現地で採用される者は、国籍のいかんにかかわらず被保険者とならない。

c その者が日本国の領域外にある他の事業主の事業に出向し、雇用された場合でも、国内の出向元事業主との雇用関係が継続している限り被保険者となる。なお、雇用関係が継続しているかどうかは、その契約内容による。

(ロ) (イ)により被保険者とされる者については、特段の事務処理は必要なく、従前の適用事業に雇用されているものとして取り扱う。

(ハ) なお、(イ)により被保険者とされる者の受給資格の決定及び賃金額の算定については、次に留意する。

a (イ)のa、bにより被保険者とされる者についての賃金の計算については、50502 のル参照のこと。

b (イ)のcに係る者については、受給要件の緩和につき、50152 のニ、賃金額の算定につき50611 のロ及びハをそれぞれ参照のこと。

さらに、(イ)のcにより被保険者となる場合については、受給資格の決定及び賃金額の算定に当たり不利を生ずることのないよう、事業主に対し、賃金の支払関係をできる限り国内の事業主に集約して処理するよう十分助言する。

(ニ) 船員については、適用事業（20101 のイのなお書き参照）に雇用される船員であれば、当該船員が乗船している船舶が航行する領域に関わりなく被保険者となる。

ホ 在日外国人

日本国に在住する外国人は、外国公務員及び外国の失業補償制度の適用を受けていることが立証された者を除き、国籍（無国籍を含む。）のいかんを問わず被保険者となる。

外国人が事業主である適用事業に関する取扱いについては、20051 参照のこと。

ヘ 駐留軍等間接雇用労務者

駐留軍関係労務者は、ハウスメイド等の家事使用人を除き、すべて防衛施設庁を経由して間接に雇用される形態をとっており、これらの者は、国に雇用される者に該当するが、国家公務員退職手

当法の適用は受けないので被保険者となる（20052 参照）。

ト 外国人技能実習生

諸外国の青壯年労働者が、我が国の産業職業上の技術・技能・知識を習得し、母国の経済発展と産業育成の担い手となるよう、日本の民間企業等に技能実習生（在留資格「技能実習 1 号イ」、「技能実習 1 号ロ」、「技能実習 2 号イ」及び「技能実習 2 号ロ」の活動に従事する者）として受け入れられ、技能等の修得をする活動を行う場合には、受入先の事業主と雇用関係にあるので、被保険者となる。

ただし、入国当初に雇用契約に基づかない講習（座学（見学を含む）により実施され、実習実施期間の工場の生産ライン等商品を生産するための施設における機械操作教育や安全衛生教育は含まれない。）が行われる場合には、当該講習期間中は受入先の事業主と雇用関係ないので、被保険者となる。

チ 船員

適用事業（20101 のイのなお書き参照）に雇用される船員は被保険者となる。

船員の雇用関係については、船員法において、特定の船舶に乗り組んで労務を提供することを内容とする「雇入契約」と船舶に乗り組むために雇用されているものの船内で使用されていない予備船員としての「雇用契約」とが規定されているが、船員の継続的雇用を前提として雇用契約を締結し、その後に雇入契約を締結して特定の船舶に乗り組むという雇用形態をとる事業所（予備船員制度がある事業所）に雇用される船員にあっては、一航海ごとに交わされる雇入契約（乗船契約）とは関わりなく、雇用契約の下で雇用される間は継続して被保険者となり、また、予備船員制度がない事業所に雇用される船員にあっては、一航海ごとに交わされる雇入契約の下で雇用される間（雇入れから雇止めまでの間）において被保険者となる。

なお、船員については、船員でない労働者と同様、1週間の所定労働時間が 20 時間未満である船員については、被保険者として取り扱わない（20703 のイ（ア）e 参照）。

リ 土木建築等の事業に雇用される労働者

土木建築等の事業に雇用される労働者を法第 42 条の日雇労働者として取り扱うべきか、又は常用労働者として雇用当初から日雇労働被保険者以外の被保険者とすべきかについては、その者の雇用の実態に即して取り扱うべきものであるが、雇用の実態を判断するに当たっては、特に下記の点に留意しなければならない。

- (イ) 雇用契約の内容が常用労働者としてのものであるかどうか（建設労働者の雇用の改善等に関する法律第 7 条の規定に基づく雇用に関する文書が交付されている者であるかどうか、労働基準法第 107 条の規定によって労働者名簿が調製されている者であるか、及び同法第 108 条の規定に基づく賃金台帳が労働基準法施行規則の様式第 20 号によって調製されている者であるかどうかについても調査する必要があること。）。
- (ロ) 工事期間等からみて、雇用契約の内容が実体を伴うものであるかどうか（当該職種ごとに工事工程表等により調査する必要があること。）。
- (ハ) 労働協約又は就業規則において常用労働者に対して与えられている諸権利（各種手当、休日・

休暇、福利厚生等)が、当該労働者に対しても与えられているかどうか。

- (ニ) 雇用保険以外の社会保険において常用労働者として取り扱われているかどうか。特に健康保険関係においては、政府管掌の場合は資格取得届を提出しているかどうか。組合管掌の場合においては、当該健康保険組合において健康保険法に定める保険給付を受ける組合員として取り扱われているかどうか。

ヌ 事業主に雇用されつつ自営業を営む者等

適用事業の事業主に雇用されつつ自営業を営む者又は他の事業主の下で委任関係に基づきその業務を処理する者(雇用関係にない法人の役員等)については、当該適用事業の事業主の下での就業条件が被保険者となるべき要件を満たすものである場合には、被保険者として取り扱う。この場合において、当該雇用によって得る賃金が、その者が生計を維持するに必要な主たる賃金でないかどうかに留意する(なお、2以上の雇用関係を有する者については、イ参照)。

ル 競走事業従事者

(イ) 競走事業従事者の定義について

競走場(競走事業(競馬法に基づく競馬、自転車競技法に基づく自転車競走(競輪)、モーターボート競技法に基づくモーター ボート競走(競艇)及び小型自動車競技法に基づく小型自動車競走(オートレース)をいう。)が開催される競馬場、競輪場、モーターボート競走場及び小型自動車競走場)に就労する者であつて、常用労働者的諸措置が実施されている者を競走事業従事者とする。

(ロ) 競走事業従事者の取扱いについて

競走事業従事者については、雇用保険法第42条の日雇労働者に該当せず、日雇労働被保険者としては取り扱わない。

20401-20420 3 高年齢被保険者の意義

20401 (1) 概要

イ 高年齢被保険者とは、65歳以上の被保険者であって、特例被保険者又は日雇労働被保険者に該当しないものをいう（法第37条の2第1項）。

ただし、65歳に達した日以後に雇用された者であって、平成29年1月1日前から引き続いて雇用されている者については、平成29年1月1日に当該事業主の適用事業に雇用されたものとみなされる（平成28年改正雇用保険法等附則第3条）。

ロ したがって、高年齢被保険者に該当し、又は、高年齢被保険者とみなされることとなるのは次のいずれかの場合である。（〔例示〕参照）

(イ) 65歳に達した日以後に雇用された者であって、被保険者の要件を満たした場合

（65歳に達した日以後に雇用された者で雇用された時点では被保険者の要件を満たさない者であっても、その後に被保険者の要件を満たした場合はその時点で高年齢被保険者となる）

(ロ) 一般被保険者が65歳に達した日前から引き続いて65歳に達した日以後において雇用されるに至った場合（65歳に達した日前から雇用されていても一般被保険者でなかった者が65歳に達した日以後に被保険者の要件を満たした場合はその時点で高年齢被保険者となる）(ハ) 特例被保険者又は日雇労働被保険者が高年齢被保険者への切替え要件に該当するに至った場合(ニ) 平成28年雇用保険法等改正前の37条の2第1項に該当する高年齢継続被保険者又は65歳以上の高年齢者の任意加入による経過措置により任意加入の認可を受けた者が、平成29年1月1日以降に引き続き雇用される場合

(ホ) 平成28年改正雇用保険法等附則第3条に基づく経過措置については、次のとおり。

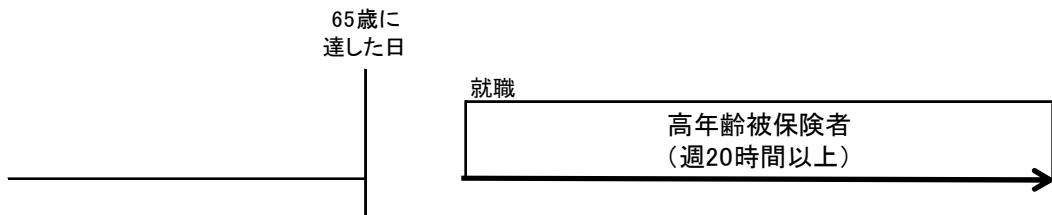
平成29年1月1日前に65歳に達した日以後に雇用された者が、平成29年1月1日以降も引き続き雇用される場合であって平成29年1月1日時点では被保険者の要件を満たす場合

（平成29年1月1日前に65歳に達した日以後に雇用されていても平成29年1月1日時点では被保険者の要件を満たさない者は平成28年改正雇用保険法等附則第3条の経過措置の対象にならないが、その後、被保険者の要件を満たした時点で高年齢被保険者となる）

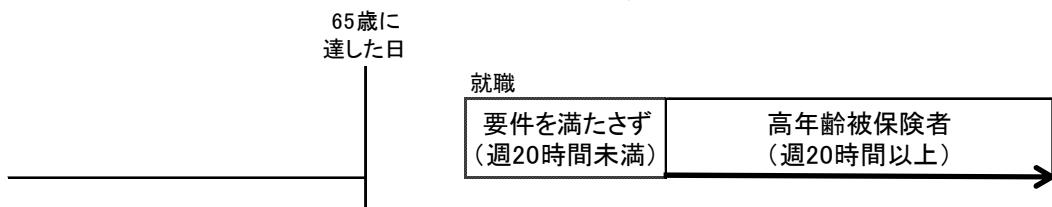
ハ なお、年齢の数え方については、その者の出生日に対応する日（誕生日）の前日において満年齢に達するものとし、例えば生年月日が昭和27年（1952年）10月1日の者が平成29年（2017年）9月30日に離職した場合には65歳に達した日において離職したものとして取り扱う（50303のイ参照）。

[例示]

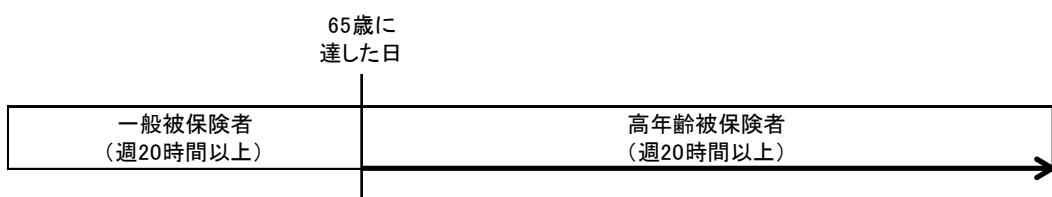
(イ)の例: 65歳に達した日以後に被保険者として雇用された場合



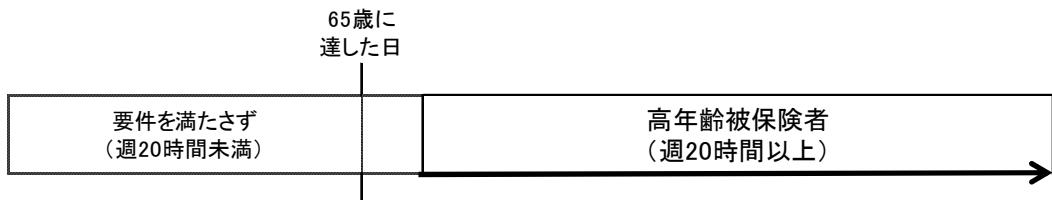
(イ)の括弧の例: 65歳に達した日以後に被保険者として雇用された者で雇用された時点では被保険者の要件を満たさない者であっても、その後に被保険者の要件を満たした場合



(ロ)の例: 一般被保険者が65歳に達した日前から引き続いて65歳に達した日以後に雇用されるに至った場合

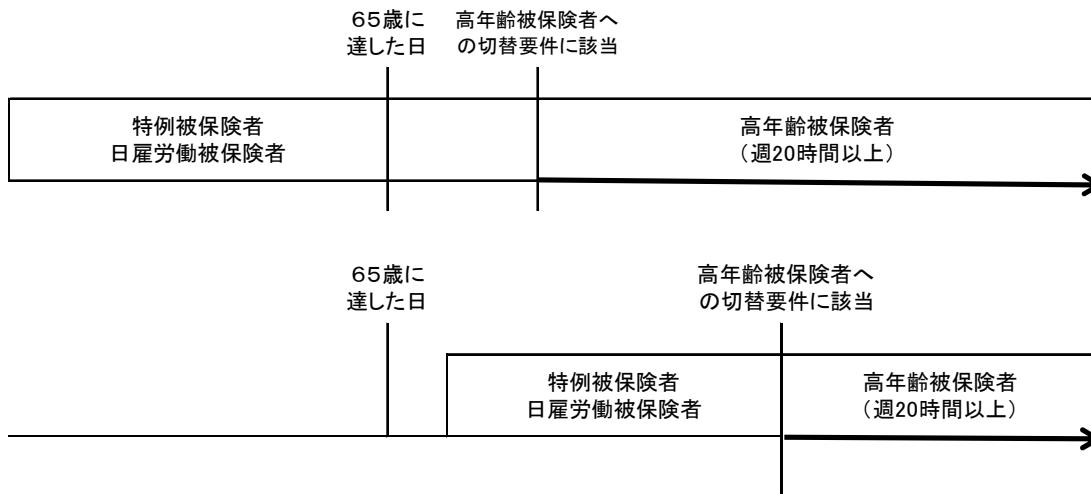


(ロ)の括弧の例: 65歳に達した日前から雇用されていても一般被保険者でなかった者が65歳に達した日以後に被保険者の要件を満たした場合



(ハ)の例

特例被保険者又は日雇労働被保険者が高年齢被保険者への切替え要件に該当するに至った場合



(二)の例

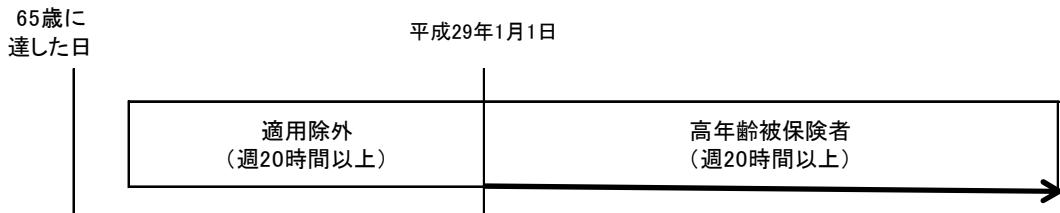
高年齢継続被保険者又は65歳以上の高年齢者の任意加入による経過措置により任意加入の認可を受けた者が、平成29年1月1日以降に引き続き雇用される場合

平成29年1月1日



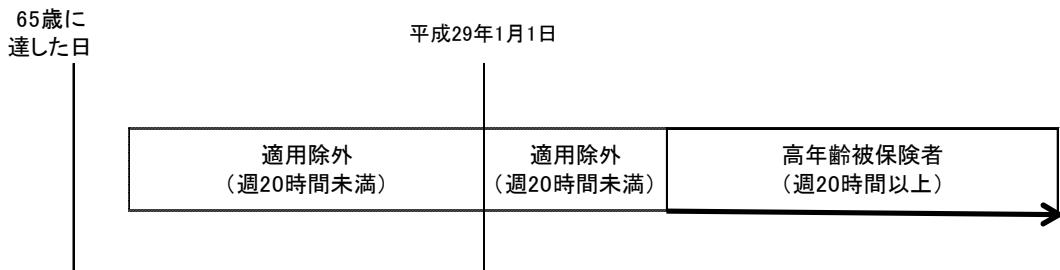
(木)の例

平成29年1月1日前に65歳に達した日以後において雇用された者が、平成29年1月1日以降も引き続き雇用される場合であって平成29年1月1日時点で被保険者の要件を満たす場合



(木)の括弧の例

平成29年1月1日前に65歳に達した日以後に雇用されていても平成29年1月1日時点で被保険者の要件を満たさない者は経過措置の対象にならないが、その後、被保険者の要件を満たした場合



20402 (2) 高年齢被保険者に係る事務手続

イ 次の a 及び b の場合は、事業主が資格取得届の提出を行うこととなるため、20701－20750 による事務手続を行う。

a 65歳に達した日以後に被保険者として雇用された場合（65歳に達した日以後に雇用された者で雇用された時点では被保険者の要件を満たさない者であっても、その後に被保険者の要件を満たした場合はその時点で高年齢被保険者となる）

b 平成29年1月1日前に65歳に達した日以後に雇用されていても平成29年1月1日時点で被保険者の要件を満たさない者は平成28年改正雇用保険法等附則第3条の経過措置の対象にならないが、その後、被保険者の要件を満たした場合

ロ 次の a 及び b の場合は、事務手続きを要しない。

a 一般被保険者又は特例被保険者が高年齢被保険者に該当するに至った場合

合

なお、21002 のイ又はロに該当する場合において、特例被保険者を高年齢被保険者に切替えるべきときは、21003 による事務手続を要する。

また、日雇労働被保険者が65歳に達した日の前後にまたがる2月の各月において18日以上同一の事業主の適用事業に雇用された場合で高年齢被保険者に切り替えるべきときは、90252の二により、高年齢被保険者への切替えの取扱いを行う。

- b 平成 28 年雇用保険法等改正前の 37 条の 2 第 1 項に該当する高年齢継続被保険者又は 65 歳以上の高年齢者の任意加入による経過措置により任意加入の認可を受けた者が、平成 29 年 1 月 1 日以降に引き続き雇用される場合
 - ハ 平成 28 年改正雇用保険法等附則第 3 条に基づく経過措置に係る事務手続
 - a 平成 29 年 1 月 1 日前に 65 歳に達した日以後に雇用された者が、平成 29 年 1 月 1 日以降も引き続き雇用される場合であって平成 29 年 1 月 1 日時点で被保険者の要件を満たす場合
事業主は資格取得届の提出を行うこととなるため、20701-20750 による事務手続を行う。
ただし、平成 29 年 1 月 1 日前に 65 歳に達した日以後に雇用された者が、平成 29 年 1 月 1 日以降も引き続き雇用される場合であって平成 29 年 1 月 1 日時点で被保険者の要件を満たす場合の届出期限については、平成 28 年改正雇用保険法施行規則附則第 2 条により、平成 29 年 3 月 31 日までとなることに留意すること。
- ニ 資格喪失届が提出されたときは、資格喪失届を労働市場センター業務室（以下「センター」という。）あて入力することにより、センターはその者が高年齢被保険者であったか否かを把握し、被保険者種類を雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（事業主通知用）（以下「資格喪失確認通知書（事業主通知用）」という。）及び雇用保険被保険者離職票-1（雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（被保険者通知用）（以下「資格喪失確認通知書（被保険者通知用）」という。））に通知するので、安定所においては、それにより被保険者種類が高年齢被保険者であることを確認する。

20451-20500 5 特例被保険者の意義

20451 (1) 概要

- イ 被保険者であって、季節的に雇用されるもの（20452 参照）のうち次のいずれにも該当しない者（日雇労働被保険者を除く。）は、その者の雇用されたときの年齢にかかわらず特例被保険者である（法第 6 条第 3 号、第 38 条第 1 項）。
 - (イ) 4 か月以内の期間を定めて雇用される者
 - (ロ) 1 週間の所定労働時間が厚生労働大臣の定める時間数（30 時間。平成 22 年厚生労働省告示第 154 号）未満である者
- ロ 特例被保険者が、同一の事業主に引き続いて 1 年以上雇用されるに至ったときは、その 1 年以上雇用されるに至った日以後は、一般被保険者（65 歳以上の場合には高年齢被保険者）となる。
ただし、法第 39 条第 1 項の規定により受給要件の緩和が認められる期間（50151 参照）があつた場合は、1 年以上雇用されても、一般被保険者（65 歳以上の場合には高年齢被保険者）となるものではない。この場合は、受給要件の緩和理由によって賃金の支払を受けることができなかつた期間を除いた雇用期間が 1 年以上となつた日以後に一般被保険者（65 歳以上の場合には高年齢被保険者）となる。

なお、21082 参照。

20452 (2) 「季節的に雇用される者」の意義

「季節的に雇用される者」とは、季節的業務に期間を定めて雇用される者又は季節的に入離職する者をいう。この場合において、季節的業務とは、その業務が季節、天候その他自然現象の影響によつて一定の時季に偏して行われるものという。

また、期間を定めないで雇用された者であっても、季節の影響を受けることにより、雇用された日から1年未満の間に離職することが明らかであるものは、季節的に雇用される者に該当する。

さらに、「季節的業務に期間を定めて雇用される者」と「季節的に入離職する者」のいずれに属するかを厳格に区別する必要はなく、雇用期間が1年未満であるかどうか及び季節の影響を強く受けるかどうかを把握すれば足りる。

なお、21001 参照。

また、船員について、漁船に乗り組むために雇用されている船員については、一般に、漁船は年間稼働でないため、原則として適用除外となるところ、特定漁船（昭和50年政令第25号。20303のへ参照）に乗り組むために雇用されている船員については特定漁船の労働の実態が年間稼働とみなされるため適用されるものであり、また、特定漁船以外の漁船に乗り組むために雇用されている船員については1年を通じて船員として雇用される場合のみ適用されるものであることから、それぞれ、漁船に乗り組むために雇用されている船員については「季節的に雇用される者」とならない。

なお、漁船以外の船舶に乗り組むために雇用されている船員については、20972のイの(イ)のc 参照。

20501-20700 第4 被保険者資格の取得又は喪失の確認

20501-20550 1 被保険者資格の取得又は喪失の確認

20501 (1) 概要

イ 適用事業に雇用される労働者は、その意思のいかんにかかわらず法律上当然に被保険者となる。任意加入の認可を受けた暫定任意適用事業に雇用される労働者についても同様である。

これらの者は、新たに雇用される等一定の事実のあった日から被保険者資格を取得する。ただし、法第6条各号のいずれかに該当する者は、被保険者とならない。また、被保険者は、離職する等一定の事実があった場合には、被保険者資格を喪失する（法第4条第1項参照）。

ロ 厚生労働大臣は、法第7条の規定による届出（事業主からの被保険者に関する届出）若しくは第8条の規定による請求（被保険者又は被保険者であった者からの確認の請求）により、又は職権で、被保険者資格の取得又は喪失の確認を行うこととされている（法第9条）。

厚生労働大臣の確認の権限は、安定所長に委任されている（則第1条第1項）。被保険者資格の取得又は喪失の確認は、裁量行為ではなく、行政庁は、法定の要件に該当する事実がある限り必ず確認すべき義務を負うものである。

被保険者資格の取得又は喪失の事実がなかったことを確定する行為も、確認に関する処分である。

なお、その処分が誤って行われたことが発見されたときは、取り消すことができる。

20502 (2) 遷及確認

イ 被保険者資格の得喪の確認は、それぞれの事実があった日以後所定の期間内に当該事実のあった旨の届出をすることを事業主に義務づけ、この届出に基づいて確認の処分を行うことを原則としているが、何らかの理由でこの届出が所定の期間を超過した場合等には、相当期間さかのぼった日についてこれらの事実を確認する必要がある。

ロ このような遷及確認を行う場合において、被保険者資格を取得した日が被保険者資格の取得の確認が行われた日の2年前の日より前であるときは、原則として、その被保険者資格の取得の確認が行われた日の2年前の日より前の期間は被保険者期間に算入されず（法第14条第2項第2号）、基本手当の所定給付日数等を決定するための基礎となる算定基礎期間にも算入されない（法第22条第4項）ので、この場合、被保険者資格の取得の確認が行われた日の2年前の日をその者の被保険者資格の取得の日とみなしえる。この場合、被保険者資格の取得の確認があつた日とは、確認通知を実際に外部に表示した日（例えば、通知書を郵送した場合は、発信の日）であり、単に安定所内部において意思決定が行われたにとどまる日（決裁があつた日）ではない。

その日の2年前の日の算定は、暦年によって行う（例えば、平成12年4月1日の2年前の日は、平成10年4月1日になる）。

また、遡及確認を行う場合において、被保険者となった日を確認することができないときは、雇用関係の存在を確認することができる最も過去の日（その日が被保険者資格の取得の確認が行われた日の2年前の日より前であるときは2年前の日）まで遡及することとする。

なお、20705 の口参照。

ハ 被保険者資格の取得の確認が行われた日の2年前の日より前の期間における被保険者であった期間の確認については、23501-23600 参照。

20551-20600 2 被保険者資格を取得する日

20551 (1) 概要

適用事業に雇用された者は、原則として、その適用事業に雇用されるに至った日から、被保険者資格を取得する。

この場合、「雇用されるに至った日」とは、雇用契約の成立の日を意味するものではなく、雇用関係に入った最初の日（一般的には、被保険者資格の基礎となる当該雇用契約に基づき労働を提供すべきこととされている最初の日）をいう。

なお、20004 の口（雇用関係の意義）参照。

20552 (2) 短時間労働者であって季節的に雇用される者

季節的に雇用されるもので1週間の所定労働時間が厚生労働大臣の定める時間数（30時間。平成22年厚生労働省告示第154号）未満である者は、法第6条第3号の規定により被保険者とならない（20303（被保険者とならない者）のハ参照）が、当該者が同一の事業主に引き続いて1年以上雇用されるに至った場合において、当該1年以上となるに至った日において1週間の所定労働時間が20時間以上である場合（20557参照）には同日から、また、同日後に1週間の所定労働時間が20時間以上となったときには、その日から被保険者となる。

20553 (3) 日雇労働者

日雇労働者が2月の各月において18日以上同一の事業主の適用事業に雇用されるに至ったとき又は同一の事業主の適用事業に継続して31日以上雇用されたときは、法第43条第2項の認可（日雇労働被保険者資格継続の認可。90301-90350 参照）を受けた者及び90253に掲げる者（一般被保険者等に切り替えない者）を除き、2月の各月において18日以上同一の事業主の適用事業に雇用されるに至った者についてはその翌月の最初の日から、同一の事業主の適用事業に継続して31日以上雇用された者については31日以上雇用されるに至った日から被保険者資格を取得する（90001、90251、90253、90301 参照）。

なお、その事業主の適用事業から離職した後においては、同一の事業主の適用事業に再び日雇労働者として雇用された場合には、日雇労働被保険者となり、直ちに被保険者資格を取得するものではない。

20554 (4) 暫定任意適用事業が適用事業となるに至った場合

暫定任意適用事業であって未加入の事業が、労働者の増加、事業内容の変更等により、又は個人の事業が法人の事業となったことによって、適用事業となるに至ったときは、その事業に雇用される者は、その日から被保険者資格を取得する。

20555 (5) 4か月以内の期間を定めて季節的に雇用される者

4か月以内の期間を定めて季節的に雇用される者（20303 のハのイ参照）が、その定められた期間を超えて引き続き同一の事業主に雇用されるに至ったときは、その定められた期間を超えた日から被保険者資格を取得する。例えば、季節的業務に3か月契約で雇用された者が引き続き雇用されるに至った場合は、4か月目の初日から被保険者資格を取得する。

ただし、当初定められた期間を超えて引き続き雇用される場合であっても、当初の期間と新たに予定された雇用期間が通算して4か月を超えない場合には、被保険者資格を取得しない。

20556 (6) 任意加入の認可があった場合

暫定任意適用事業の事業主がその事業について任意加入の認可を受けたときは、その事業に雇用される者は、認可があった日に被保険者資格を取得する。

20557 (7) 1週間の所定労働時間が20時間未満の者

1週間の所定労働時間が20時間未満の者（20303 のイ参照）は、適用事業に1週間の所定労働時間が20時間以上かつ31日以上の雇用見込みがある労働者として雇用されるに至った日に被保険者資格を取得する。

従前から1週間の所定労働時間が20時間未満の者として適用事業に就労していた者が、労働条件の変更等により、1週間の所定労働時間が20時間以上となった場合には、当該事実のあった日以降において、31日以上雇用されることが見込まれることとなつた日から被保険者資格を取得する。

20601－20620 3 被保険者資格を喪失する日

20601 (1) 概要

イ 被保険者は、離職した日の翌日又は死亡した日の翌日から被保険者資格を喪失する。ただし、離職した日に新たに被保険者資格を取得すべき場合（期間重複）は、離職した日の翌日に従前の雇用関係に基づく被保険者資格を喪失する（なお、退職日の確認がとれない場合や喪失日を取得日より優先することで不利益が生じるような場合は取得優先でも差し支えない）。被保険者であった者が被保険者として取り扱われない取締役等となった場合（20351 のイ参照）には、又は被保険者として取り扱われない所定労働時間となった場合（20303 のイ参照）には、それぞれ当該事実のあった日において被保険者資格を喪失する。

なお、雇用関係に中断がないと認められる事例につき 22751 参照のこと。

ロ　被保険者の雇用される適用事業の雇用保険に係る保険関係が消滅したことによつて、被保険者資格を喪失する場合は、当該事業に雇用される労働者は、当該保険関係が消滅した日に被保険者資格を喪失する。

この場合、「雇用保険に係る保険関係が消滅した日」とは、当該事業が廃止され、又は終了した日の翌日を、また、任意加入の認可を受けた暫定任意適用事業又は徴収法附則第2条第4項により任意加入の認可があったものとみなされた暫定任意適用事業にあっては、当該事業が廃止され、若しくは終了した日の翌日又は当該事業の雇用保険に係る保険関係の消滅の申請についての厚生労働大臣の認可のあった日の翌日をいう（徴収法第5条及び同法附則第4条。20158参照）。

なお、任意加入の認可が撤回されたときは、その撤回の効力が生じた日の翌日に雇用保険に係る保険関係が消滅し、その日に被保険者資格を喪失する。

20602 (2) 日雇労働者

一般被保険者、高年齢被保険者又は特例被保険者としての被保険者資格を取得した日雇労働者は、継続雇用を打ち切られた日の翌日から被保険者資格を喪失する。

なお、「継続雇用を打ち切られた」とは、例えば次のような場合をいう。

イ　解雇预告又は解雇预告手当の支給等から判断して明らかな雇用の断絶があったと認められる場合

ロ　長期間にわたって当該事業主の下で就労しない日が継続している場合

この場合には、継続雇用を打ち切られた日は、当該事業主の下での最後の就労日の翌日であるものとして取り扱う。

20603 (3) 船員

船員については、原則として、船員でない労働者と同様の取扱いとなるが、同一の事業主の下で、船員と陸上勤務を本務とする労働者（船員でない労働者）との間の異動がそれぞれの間であった場合には、いずれの場合も、異動前の事業所における被保険者資格喪失届、異動後の事業所における被保険者資格取得届を提出させることとし、異動後の事業所において確認された資格取得の日から異動前の事業所における被保険者資格を喪失する（喪失原因是「1」（離職以外の理由））。

なお、20701、21201、21752参照。

20604 (4) 被保険者が法第6条第6号に該当するに至った場合

雇用保険の被保険者が法第6条第6号（国、都道府県、市町村その他これらに準ずるもの）の事業に雇用される者のうち、離職した場合に、他の法令、条例、規則等に基づいて支給を受けるべき諸給与の内容が法の規定する失業給付の内容を超えると認められるものであつて則第4条に定めるもの）に該当するに至った場合は、その日から雇用保険の被保険者とされない。したがつて、その者が法第6条第6号に該当するに至った場合には、その日に雇用保険の被保険者資格を喪失したものとして取り扱う（喪失原因是「1」（離職以外の理由）。20303のヘ、21201のロの(イ)及び23201参照）。

20605 (5) 1週間の所定労働時間が20時間未満の者

被保険者は、日雇労働被保険者を除き、労働条件の変更等により、1週間の所定労働時間が20時間未満となった場合には、当該事実のあった日において被保険者資格を喪失する。

なお、一般被保険者又は高年齢被保険者が、1週間の所定労働時間が20時間以上となる労働条件に復帰することを前提として、臨時的・一時的に1週間の所定労働時間が20時間未満となる場合には、被保険者資格を喪失させず、被保険者資格を継続させる。

ただし、この場合において、次のいずれかに該当することとなったときは、当該適用基準に該当しなくなった時点において被保険者資格を喪失したものとして取り扱う。

イ 従前の就業条件への復帰が、当初の予定と異なり、「臨時的・一時的」と考えられる期間を超えることが明らかとなった場合又は結果的に超えるに至った場合

ロ 結果的に当該適用基準に該当する就業条件に復帰しないまま離職した場合

また、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第23条、第24条の趣旨を踏まえて、子の養育のために、休業又は勤務時間を短縮した場合についても、その子が小学校就学の始期に達するまでに1週間の所定労働時間が20時間以上となる労働条件に復帰することが前提であることが就業規則等の書面により確認できる場合には、当該措置を一時的なものとして取り扱い、最長でその子が小学校就学の始期に達するまで被保険者資格を喪失させず、被保険者資格を継続させる。

この場合、被保険者が結果的に従前の就業条件に復帰しないことが明らかになったときは、当該明らかとなった時点で、被保険者資格を喪失させる。

20606 (6) 有期契約労働者

イ 有期契約労働者は、ロに掲げるとおり、次の雇用が開始されることが見込まれる場合を除き、最後の雇用契約期間の終了日の翌日において被保険者資格を喪失する。

ロ なお、1週間の所定労働時間が20時間以上となる労働条件での雇用が開始されることが見込まれる場合には、被保険者資格は継続させる。

ただし、当初の予定と異なり、次の(イ)から(ハ)のいずれかの事由が生じた場合においては、当該労働者が1週間の所定労働時間が20時間以上となる労働条件での最後の雇用契約期間の終了日の翌日に被保険者資格を喪失したものとして取り扱う。

(イ) 1週間の所定労働時間が20時間以上となる労働条件での雇用の開始までの期間が、概ね3か月程度を超えることが明らかとなったこと、又は結果的に超えるに至ったこと。

(ロ) 以後1週間の所定労働時間が20時間以上となる労働条件での雇用が開始されないことが明らかとなったこと

(ハ) 他の事業所において被保険者となったこと又は被保険者となるような求職条件での求職活動を行うこととしたこと。

- ハ 一般労働者派遣事業に雇用される派遣労働者のうち常時雇用される労働者以外の者については、次のとおり取り扱う。
- (イ) 1週間の所定労働時間が20時間以上となる労働条件での次の派遣就業が開始されることが見込まれる場合を除き、派遣就業に係る雇用契約期間の終了日の翌日において被保険者資格を喪失する。
- (ロ) また、1週間の所定労働時間が20時間以上となる労働条件での次の派遣就業が開始されることが見込まれる場合には、被保険者資格は継続させる。なお、派遣労働者については、派遣就業に係る雇用契約期間の終了日以後においても、当該派遣労働者が以後当該派遣元事業主の下での1週間の所定労働時間が20時間以上となる労働条件での派遣就業を希望し、当該派遣元事業主に登録している場合には、原則として、次の雇用が開始されることが見込まれるものと取り扱う。
- (ハ) ただし、次のaからdのいずれかの事由が生じた場合においては、当該派遣労働者が当該派遣元事業主に登録している場合であっても、当該派遣労働者が1週間の所定労働時間が20時間以上となる労働条件での最後の派遣就業に係る雇用契約期間の終了日の翌日に被保険者資格を喪失したものとして取り扱う。
- a 労働者が以後同一派遣元において1週間の所定労働時間が20時間以上となる労働条件での派遣就業を希望しない旨を明らかにした場合
 - b 事業主が派遣就業に係る雇用契約の終了時までに、1週間の所定労働時間が20時間以上となる労働条件での次の派遣就業を指示しない場合（労働者が以後同一派遣元事業主の下で派遣就業を希望する場合を除く）
 - c 最後の雇用契約期間の終了日から1か月程度以内に1週間の所定労働時間が20時間以上となる労働条件での次の派遣就業が開始されなかった場合（20605のなお書きに該当する場合、最後の雇用契約期間の満了日から1か月程度経過時点においてその後概ね2か月程度以内に1週間の所定労働時間が20時間以上となる労働条件での次の派遣就業が開始されることが確実である場合を除く。）
 - d 労働者が他の事業所において被保険者となった場合又は被保険者となるような求職条件での求職活動を行うこととなった場合
- なお、21206のへ参照。

ニ 雇用契約期間中に労働条件の変更等により、1週間の所定労働時間が20時間未満となった場合の取り扱いについては、20605による。

20701-20900 第5 被保険者資格を取得したときの事務手続

20701-20750 1 資格取得届の提出による確認

20701 (1) 概要

イ 適用事業の事業主は、その雇用する労働者の被保険者資格の取得について、被保険者資格の取得の事実のあった日の属する月の翌月10日までに、**資格取得届**をその事業所の所在地を管轄する安定所の長に提出しなければならない（法第7条、則第6条第1項）。

なお、平成28年改正雇用保険法等の施行により、平成29年1月1日前に65歳に達した日以後に雇用された者が、平成29年1月1日以降も引き続き雇用される場合であって平成29年1月1日時点で被保険者の要件を満たす場合の届出期限の経過措置については、20402のハを参照。ロ 資格取得届を受理した安定所長は、法第9条の規定による確認（当該届出に係る者が被保険者となったことの確認）をしたときは、その旨を当該確認に係る者及びその者を雇用し、又は雇用していた事業主に通知しなければならない（則第9条第1項）。

ハ 資格取得届を受理した安定所長は、法第9条の規定により被保険者となったことの確認をしたときは、その確認に係る者に**雇用保険被保険者証**（則様式第7号。以下「被保険者証」という。）を交付しなければならない（則第10条第1項）。

ニ 資格取得届を受理した場合、安定所長は、被保険者資格の取得の事実がないと認めるときは、その旨を、被保険者資格の取得の事実がないと認められた者及び当該事業主に通知しなければならない（則第11条第1項）。

ホ 船員については、同一の事業主の下で、船員と陸上勤務を本務とする労働者（船員でない労働者）との間の異動がそれぞれの間であった場合には、仮に、同一施設内の異動であっても、船員を雇用する事業と船員でない労働者を雇用する事業とは別の事業であるため、いずれの場合も、異動前の事業所における被保険者資格喪失届、異動後の事業所における被保険者資格取得届を提出させる（20603、20703、21201、21752参照）。

ヘ ロ～ホの場合において、確認に係る者に対する通知及び被保険者証の交付並びに被保険者資格の取得の事実がないと認められた者に対する通知は、当該事業主を通じて行うことができる（則第9条第1項（第11条第2項及び第10条第2項により準用される場合を含む。）参照）。

20702 (2) 資格取得届用紙の配付

イ 資格取得届用紙は、物品管理法の定めるところにより管理する。

ロ 事業主に対する配付は、分任物品管理官又は物品出納官からあらかじめ所要枚数の配付を受けた雇用保険適用担当係において行う。この場合、事業主において必要とする枚数を考慮して、ある程度余裕をみた枚数を配付する。

ハ 郵送による配付は原則として行わないが、必要があると認めるときは、送料を同封の上請求するよう指導する。

ニ CD、DVD（以下「光ディスク等」とする）により資格取得届の提出を希望する場合は、光ディスク等は事業所側の負担によることとし、また、提出にあたっては、光ディスク等は資格取得届

の一部を形成するものであることから返却しないことを事業主に説明する。

また、光ディスク等の負担を拒否する事業主には、従来どおりの帳票を交付し、これにより提出するよう指導する。

なお、雇用保険被保険者資格取得届光ディスク等提出用総括票（以下「総括票（光ディスク等提出用）」という。）用紙については、資格取得届用紙に準じて取り扱う。

20703(3) 資格取得届記載要領及びその指導

イ 資格取得届記載の適否は、被保険者資格の取得の確認に当たって基本となるものであるから、用紙の裏面に記載されている注意事項のほか、次の要領により正確に記載するよう事業主に対し指導する。

なお、この場合において、事業所名等事業主がゴム印を押印する方が便利なときはゴム印を押印しても差し支えない。

(イ) 1欄（個人番号）は、当該届出の対象者の個人番号を記載する。なお、同欄が空欄の場合でも受付することとする。また、個人番号の取扱いに係る事務処理については、23602を参照。

(ロ) 2欄（被保険者番号）は、3欄（取得区分）に「1」（新規）と記載した者については、センターにおいて付与するので空欄とし、3欄に「2」（再）と記載した者については、事業主においてその者に既に付与されている被保険者番号を被保険者証から転記する（被保険者番号については、20706参照）。

(ハ) 3欄は、当該資格取得前に雇用保険の被保険者（日雇労働被保険者を除く。）であったかどうかについて被保険者の確認を得た上、該当するものの番号を記載する。

なお、最後に被保険者資格を喪失してから7年以上経過している者が再び被保険者資格を取得した場合は、当該資格取得は新規取得として取り扱う。

(ニ) 4欄（被保険者氏名）は、3欄に「1」と記載した資格取得届の場合には、当該資格取得届に係る者の氏名（フリガナ）を明確に記載し、また、3欄に「2」と記載した資格取得届の場合には、当該資格取得届に係る者の被保険者証に記載されているものと同一の氏名（フリガナ）を記載する。

なお、資格取得届の4及び5（変更後の氏名）のフリガナ欄に記載する氏名はカタカナ及び長音記号とし、姓と名の間は1文字分空枠とする。また、姓と名の間の空枠を含んで20文字を超える場合は20文字までを氏名とする。この場合、被保険者である外国人名は日本名を記載してもよい。

(ホ) 8欄（事業所番号）は、当該資格取得届の提出に係る者を雇用する事業所の事業所番号を記載する（事業所番号については、22004参照）。

なお、その者が現実に使用される施設等が一の事業所と認められない場合は、その施設の付属する直近上位の事業所の名称を事業所名欄に記載し同事業所の事業所番号を8欄に記載する。

(イ) 9 欄（被保険者となったことの原因）は、該当する番号を記載する。「1」（新規学卒）に該当するのは、新規学校卒業者のうち、資格取得年月日（8 欄）が卒業年の 3 月 1 日から 6 月 30 日までの間である場合である。

また、「4」（その他）に該当するのは次のような場合である。

- a その被保険者の雇用される事業が新たに適用事業となった場合
- b 4か月以内の期間を定めて季節的に雇用される者、すなわち、季節的業務に 4 か月以内の期間を定めて雇用される者又は季節的に 4 か月以内の期間を定めて雇用される者が、所定の期間を超えて引き続き同一の事業主に雇用されるに至った場合（20303 のハの(イ)及び 20555 参照）
- c 同一の事業主の下で、船員と陸上勤務を本務とする労働者（船員でない労働者）との間の異動があった場合（65 歳以上である場合には「8」となることに留意。以下のまた書き参照）
- d 国、都道府県、市町村その他これらに準ずるものの事業に雇用され、雇用保険の被保険者から除外されていた者が、身分の切換え等により新たに被保険者となった場合
- e 適用事業に雇用されていた被保険者が、在籍出向し、出向先で新たに被保険者資格を取得していた場合であって、出向元に復帰（65 歳以上の者が出向元に復帰した場合を除く。）し、出向元で再度被保険者資格を取得することとなったとき（在籍専従の場合も同様、20352 参照）

なお、取締役又は外務員等雇用関係が不明確であり委任関係であるとして被保険者から除外されていた者が、新たに明確な雇用関係に基づいて就労したような場合は、「2」（新規雇用（その他））に該当する。

また、「8」（出向元への復帰（65 歳以上）等）に該当するのは次のような場合である。

- a 65 歳以上の者（船員については以下の b、c 参照）が出向元に復帰した場合
- b 65 歳以上
の船員が出向先において被保険者資格を取得した場合及び出向元に復帰した場合
- c 同一の事業主の下で、船員と陸上勤務を本務とする労働者（船員でない労働者）との間の異動があった場合であって、異動後の事業所における取得時の年齢が 65 歳以上となる場合

被保険者資格を取得した原因が 2 以上に該当する場合（例えば、労働者を 4 人雇用していた暫定任意適用事業が新たに 1 人雇用したため、適用事業となった場合は、最初の 4 人は「4」となるが 5 人の 1 人は「2」と「4」の双方に該当することとなる。）は、「1」、「2」又は「3」のいずれかを記載する。

(ロ) 10 欄（賃金）は、統計上利用されるものもあるので、次の点に留意して記載する。

- a 同欄には、雇入れの際に約定された賃金のうち、**毎月定まって支払われるべき金額**（毎月決まって支払われる各種の手当はこれに含まれる。）を記載する。賞与、超過勤務手当等臨時の賃金は除かれる。

b 賃金支払の様態が日給又は時間給による者の場合は、約定された日給又は時間給の額にその者の1月当たりの所定労働日数又は所定労働時間（これらが特定されていない場合においては、当該事業所において同種の労働に従事し、かつ、同様の賃金を受ける者の平均の稼働日数又は稼働時間）を乗じて得た額を記載する。出来高給による者の場合は、同種の労働に従事し、かつ、同様の賃金を受ける者の出来高給を平均して得た月額相当額を記載する。

(イ) 11欄（資格取得年月日）は、当該届出に係る被保険者資格を取得した年月日を記載する（20551—20600参照）。

(ロ) 12欄（雇用形態）は、当該資格取得届に係る者の雇用形態について、該当するものの番号を記載する。届出に係る者が派遣労働者（いわゆる登録型の派遣労働者。船員に該当する者を除く。）に該当する場合には「2」（派遣労働者）、短時間労働者（派遣労働者、船員に該当する者を除く。20901参照）に該当する場合には「3」（パートタイム）、有期契約労働者（パートタイム、派遣労働者、船員に該当する者を除く。）に該当する場合には「4」（有期契約労働者）、船員に該当する場合には「6」（船員）と記載する。

(ハ) 13欄（職種）は、職業名解説等の資料をあらかじめ事業主に配付しておくこと等の方法により、事業主が正確に記載し得るよう指導する。

(リ) 14欄（就職経路）は、統計上利用されるものであり、該当する番号を記載する。

(ヲ) 15欄（1週間の所定労働時間）には、届出に係る者の1週間の所定労働時間を記載する。
1週間の所定労働時間の算出に当たっては、次の点に留意する。

a 「1週間の所定労働時間」とは、就業規則、雇用契約書等により、その者が通常の週に勤務すべきこととされている時間をいうこと。

この場合の「通常の週」とは、祝祭日及びその振替休日、年末年始の休日夏季休暇等の特別休日（すなわち、週休日その他概ね1か月以内の期間を周期として規則的に与えられる休日以外の休日）を含まない週をいうこと。

なお、4週5休制等の週休2日制等1週間の所定労働時間が短期的かつ周期的に変動し、通常の週の所定労働時間が一通りでないときは、1週間の所定労働時間は、それらの平均（加重平均）により算定された時間とすること。

b 所定労働時間が1か月の単位で定められている場合には、当該時間を12分の52で除して得た時間を1週間の所定労働時間とする。

この場合において、夏季休暇等のため、特定の月の所定労働時間が例外的に長く又は短く定められているときは、当該特定の月以外の通常の月の所定労働時間を12分の52で除して得た時間を1週間の所定労働時間とすること。

通常の月の所定労働時間が一通りでないときは、aのなお書きに準じてその平均を算定すること。

c 所定労働時間が1年間の単位でしか定められていない場合には、当該時間を52で除して得た時間を1週間の所定労働時間とすること。

なお、労使協定等において「1年間の所定労働時間の総枠は〇〇時間」と定められている場合のように、所定労働時間が1年間の単位で定められている場合であっても、さらに、週又は月を単位として所定労働時間が定められている場合には、上記によらず、当該週又は月を単位として定められた所定労働時間により1週間の所定労働時間を算定すること。

- d 届出に係る者が通常の労働者であり、かつ、その1週間の所定労働時間が30時間以上であることが明らかである場合には、「〇〇時間〇〇分程度」等概算による記載で差し支えない。
- e 船員については、船員労働の特殊性から「1日8時間以内」「基準労働期間について平均1週間当たり40時間以内」など、一定の時間以内と定められている場合があるが、この場合には、その上限の時間により算定した所定労働時間を記載すること。
- f 雇用契約書等により1週間の所定労働時間が定まっていない場合やシフト制などにより直前にならないと勤務時間が判明しない場合については、勤務実績に基づき平均の所定労働時間を算定すること。この際、平均の所定労働時間が20時間以上となった場合は、確認を行った日から遡って、実際に最初に20時間以上に至った日を資格取得日とすること。

(イ) 16欄（契約期間の定め）は、雇用期間を定めて雇用している者については、「1有」とし、契約期間、契約更新条項の有無を記載する。

なお、船員については、契約期間の定めがある場合であっても、船員労働の特殊性から「〇〇漁期期間中」「〇〇から〇〇間の一航海」「〇〇回航終了まで」など、契約期間の終了日が明確でない場合があるが、この場合には、概ね見込まれている契約期間の終了年月日を記載する。

(カ) 備考欄には、4欄の者が法人の取締役又は事業主と同居の親族の場合にはその旨を、9欄（被保険者となったことの原因）の「4」（その他）に該当する場合にはその具体的説明を記載する。

(ヨ) 17欄（被保険者氏名（ローマ字））欄には、届出に係る者が外国人である場合には、在留カードに記載されているローマ字氏名を在留カードのとおりに記載すること。

なお、在留カードに記載の氏名がローマ字以外の場合（漢字など）には空欄とすること。

(タ) 事業主の住所氏名欄の記載は22202による。

(タ) 「社会保険労務士記載欄」については、当該資格取得届の作成を社会保険労務士に委託した場合にのみ記載させる。この場合、当該欄中「作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示」欄には、作成年月日を記載し、「提出代行者」（社会保険労務士法施行規則第16条第2項参照）・「事務代理者」（同第16条の3参照）を表示する。また、氏名欄には、社会保険労務士の名称を冠して記名押印しなければならない（同第16条第1項参照）ので、確認に当たっては十分留意する。

ロ 事業主が用紙に所要事項を記載するに当たっては、黒のボールペンを使用させることを原則とするが、資格取得届用紙のO C R読み取り部分については、黒の鉛筆（H B程度）を使用させても差し支えない。

■ 様式第2号

雇用保険被保険者資格取得届

標準字体 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

(必ず第2面の注意事項を読んでから記載してください。)

帳票種別 15101	1.個人番号 <input type="text"/>	3.取得区分 <input type="checkbox"/> (1 新規) <input type="checkbox"/> (2 再取得)	（この用紙は、そのまま機械で処理しますので、汚さないようにしてください。）	
2.被保険者番号 <input type="text"/>	4.被保険者氏名 <input type="text"/>			
5.変更後の氏名 <input type="text"/>	6.性別 <input type="checkbox"/> (1 男) <input type="checkbox"/> (2 女)			
7.生年月日 元号 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日 (2 大正) (3 昭和) (4 平成)	8.事業所番号 <input type="text"/>			
9.被保険者となったこと の原因 1 新規(新規) 2 新規(その他) 雇用 3 日雇からの切替 4 その他 8 出向への復帰等 (65歳以上)	10.賃金(支払の態様ー賃金額:単位千円) <input type="text"/> 百万 十万 万 千円 (1 月給) (2 週給) (3 日給) (4 時間給) (5 その他)	11.資格取得年月日 元号 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日 <input type="text"/>		
12.雇用形態 <input type="checkbox"/> (1 日雇) <input type="checkbox"/> (2 派遣) <input type="checkbox"/> (3 パートタイム) <input type="checkbox"/> (4 有期契約) <input type="checkbox"/> (5 季節的雇用) <input type="checkbox"/> (6 労働者) <input type="checkbox"/> (7 その他) <input type="checkbox"/> (8 船員)	13.職種 <input type="text"/> (01~11) 第2面 参照	14.就職経路 <input type="checkbox"/> (1 安定所紹介) <input type="checkbox"/> (2 自己就職) <input type="checkbox"/> (3 民間紹介) <input type="checkbox"/> (4 把握していない)		15.1週間の所定労働時間 <input type="text"/> 時間 <input type="text"/> 分
16.契約期間の定め <input type="checkbox"/> 1 有 契約期間 平成 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日 から 平成 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日 まで 2 無 契約更新条項の有無 <input type="checkbox"/> (1 有) <input type="checkbox"/> (2 無)	事業所名 [<input type="text"/>]	備考 [<input type="text"/>]		
17欄から22欄までは、被保険者が外国人の場合のみ記入してください。				
17.被保険者氏名(ローマ字)(アルファベット大文字で記入してください。 <input type="text"/>	18.国籍・地域 <input type="text"/> () ()	19.在留資格 <input type="text"/> () ()		
20.在留期間 西暦 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日 まで	21.資格外活動許可の有無 <input type="checkbox"/> (1 有) <input type="checkbox"/> (2 無)	22.派遣・請負就労区分 <input type="checkbox"/> (1 派遣・請負労働者として) <input type="checkbox"/> (2 無) 主として当該事業所以外で就労する場合 2 Iに該当しない場合		
※公記 共 職 業 安 定 所 欄	23.取得時被保険者種類 <input type="checkbox"/> (1 一般) <input type="checkbox"/> (2 短期常態) <input type="checkbox"/> (3 季節) <input type="checkbox"/> (11 高年齢被保険者(65歳以上))	24.番号複数取得チェック不要 <input type="checkbox"/> (チェック・リストが 出力されたが、調査の 結果、同一人でなかった 場合に「1」を記入。)	25.国籍・地域コード <input type="text"/> (18欄に対応 するコードを 記入)	26.在留資格コード <input type="text"/> (19欄に対応 するコードを 記入)

雇用保険法施行規則第6条第1項の規定により上記のとおり届けます。

住 所

平成 年 月 日

事業主 氏 名

記名押印又は署名
印

公共職業安定所長 殿

電 話 番 号

社会保険 労務士 記載欄	作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示	氏 名	電話番号
		印	

※所長	次長	課長	係長	係	操作者

※
備
考
確認通知 平成 年 月 日

(1) 2017.1

注意

- 1 □□□□で表示された枠（以下「記入枠」という。）に記入する文字は、光学式文字読取装置（OCR）で直接読み取るので、この用紙は汚したり、必要以上に折り曲げたりしないこと。
- 2 記載すべき事項のない欄又は記入枠は空欄のままでし、事項を選択する場合には該当番号を記入し、※印のついた欄又は記入枠には記載しないこと。
- 3 記入枠の部分は、枠からはみださないように大きめのカタカナ及びアラビア数字の標準字体により明瞭に記載すること。
この場合、カタカナの濁点及び半濁点は、1文字として取り扱い（例：ガーハ□、バーハ□）、また、「ヰ」及び「ヱ」は使用せず、それぞれ「イ」及び「エ」を使用すること。
- 4 1欄には、必ず番号確認と身元確認の本人確認を行った上で、個人番号（マイナンバー）を記載すること。
- 5 2欄には、3欄で「2 再取得」を選択した場合にのみその被保険者証に記載されている被保険者番号を記載すること。
なお、被保険者番号が16桁（上下2段で表示されている。）で構成されている場合は、下段の10桁のみを記載すること。この場合、最初の4桁を最初の4つの枠内に、残りの6桁を「□」に続く6つの枠内に記載し、最後の枠は空枠とすること。

（例：460118* * * *
1301543210 → 1301-543210-□）

- 6 3欄には、次の区分に従い、該当するものの番号を記載すること。
 - (1) 次のイ及びロのいずれかに該当する者……………1 （新規）
イ 過去に被保険者になったことのないこと。
ロ 最後に被保険者でなくなった日から7年以上経過していること。
 - (2) 上記（1）に該当する者以外の者……………2 （再取得）
- 7 4のフリガナ欄には、被保険者証の交付を受けている者については、その被保険者証に記載されているとおり、カタカナで記載し、姓と名の間は1枠空けること。
なお、5欄に記載した場合であっても必ず記載すること。
- 8 5欄には、3欄で「2 再取得」を選択した場合で、被保険者証の氏名と現在の氏名が異なっているときに記載すること。
- 9 6欄には、該当するものの番号を記載すること。
- 10 7欄の元号は、該当するものの番号を記載し、年月日の年、月又は日が1桁の場合は、それぞれ10の位の部分に「0」を付加して2桁で記載すること。
（例：昭和51年5月6日→3-510506）
- 11 8欄には、事業所番号が連続した10桁の構成である場合は、最初の4桁を最初の4つの枠内に、残りの6桁を「□」に続く6つの枠内にそれぞれ記載し、最後の枠は空枠とすること。（例：1301000001→1301-000001-□）
- 12 9欄には、次の区分に従い、該当するものの番号を記載すること。
 - (1) 新規学校卒業者のうち、11欄が卒業年の3月1日から6月30までの間である場合……………1
 - (2) 中途採用者を雇入れた場合、取締役等委任関係であるとして被保険者から除外されていた者が、新たに明確な雇用関係に基づいて就労したような場合……………2
 - (3) 日雇労働被保険者が2月の各月において18日以上又は継続して31日以上同一の事業主の適用事業に雇用された場合（資格継続の認可を受けた場合を除く。）……………3
 - (4) 次に該当する場合等……………4
イ その被保険者の雇用される事業が新たに適用事業となった場合
ロ 適用事業に雇用されていた被保険者が、在籍出向し、出向先で新たに被保険者資格を取得したこと（在籍専従の場合も同様）
ハ 同一の事業主の下で、船員と陸上勤務を本務とする労働者（船員でない労働者）との間の異動があった場合
 - (5) 被保険者資格を取得した原因が2以上に該当する場合……………1、2又は3のいずれか
 - (6) 65歳以上の者が外出元に復帰した場合等……………8
- 13 10欄には、11欄に記載した年月日現在における支払の態様及び賃金額（臨時の賃金、1箇月を超える期間ごとに支払われる賃金及び超過勤務手当を除く。）
(単位千円……千円未満四捨五入) を記載すること。なお、支払の態様は、該当するものの番号を記載すること（日給月給は月給に含める。）。
- 14 11欄は、試用期間、研修期間を含む雇入れの初日を記載すること。
また、年、月又は日が1桁の場合は、7欄の場合と同様に記載すること。
- 15 12欄には、該当するものの番号を記載すること。届出に係る者が派遣労働者（いわゆる登録型の派遣労働者であり船員を除く。）に該当する場合には、「2」（派遣労働者）、短時間労働者（週所定労働時間が30時間未満の者（派遣労働者、船員に該当する者を除く。））に該当する場合には、「3」（パートタイム）、有期契約労働者（派遣労働者、パートタイム、船員に該当する者を除く。）に該当する場合には、「4」（有期契約労働者）と記載すること。
- 16 13欄には、次の区分に従い、該当するものの番号を記載すること。

A 管理的職業……………01	E サービスの職業……………05	I 輸送・機械運転の職業……………09
B 専門的・技術的職業……………02	F 保安の職業……………06	J 建設・探掘の職業……………10
C 事務的職業……………03	G 農林漁業の職業……………07	K 運搬・清掃・包装等の職業……………11
D 販売の職業……………04	H 生産工程の職業……………08	

- 17 14欄には該当するものの番号を記載すること。
- 18 15欄には、4欄の者の11欄に記載した年月日現在における1週間の所定労働時間を記載すること。
- 19 16欄は、契約期間の定めについて該当するものの番号を記載し、1を記載した場合には、その契約期間とともに、契約更新の条項の有無を記載すること。
- 20 事業所名欄右の備考欄には、9欄の「4 その他」に該当する者についての具体的な説明その他の記載すること。
- 21 事業主の住所及び氏名欄には、事業主が法人の場合は、その主たる事務所の所在地及び法人の名称を記載するとともに、代表者の氏名を付記すること。
- 22 事業主の氏名（法人にあっては代表者の氏名）については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
- 23 外国人労働者（「外交」又は「公用」の在留資格の者及び特別永住者を除く。）の場合は、以上に加え17欄から22欄に、ローマ字氏名（在留カード記載順）、国籍・地域、在留資格、在留期間等を記載し、雇用対策法第29条の外国人雇用状況の届出ができる。
なお、「家族滞在」の在留資格の者等、資格外活動の許可を得て就労する者については、当該許可の有無について21欄に記載のこと。また、派遣・請負労働者として主として8欄以外の事業所で就労する者については22欄に1を記載し、該当しない場合は2を記載のこと。

お願い

1. 雇用保険の資格取得年月日の属する月の翌月10日までに提出してください。
2. 賃金台帳、労働者名簿、出勤簿その他記載内容を確認できる書類を持参していただく場合があります。
3. 4欄の者が法人の取締役又は事業主と同居の親族の場合は、事業所名欄右の備考欄にその旨記載してください。

※本手続は電子申請による届出も可能です。詳しく述べ管轄の公共職業安定所までお問い合わせください。

なお、本手続について、社会保険労務士が電子申請により本届書の提出に関する手続を事業主に代わって行う場合には、当該社会保険労務士が当該事業主の提出代行者であることを証明することができるものを本届書の提出と併せて送信することをもって、当該事業主の電子署名に代えることができます。

20704 (4) 資格取得届の受理

イ 資格取得届の提出は、事業主が事業所ごとにその事業所の所在地を管轄する安定所の長に対して行うものである。数事業につき任意加入の認可を受けた事業主の場合又は徴収法第9条の継続事業の一括の認可を受けた事業主の場合にも各事業所ごとに行うものである（この場合の事業所の概念については、22002参照）（則第3条参照）。

なお、平成28年改正雇用保険法等の施行により、平成29年1月1日前に65歳に達した日以後に雇用された者が、平成29年1月1日以降も引き続き雇用される場合であって平成29年1月1日時点で被保険者の要件を満たす場合の届出期限の経過措置については、20402のハを参照。

ロ 資格取得届の提出は、事業主がその雇用する労働者について被保険者資格の取得の事実があった都度、当該事実のあった日（20551－20600参照）の属する月の翌月10日までに行わなければならない（則第6条第1項）。

なお、①事業主が新たに適用事業を開始したことに伴う初めての届出、②届出期限を徒過した届出、③過去3年間に当該事業主が不正受給に関連し、返還又は金額の納付を命ぜられたことがある場合やこれから命ぜられる可能性がある場合等がある事業主による届出、④著しい不整合がある届出である場合、⑤前年度又は前々年度の労働保険料を滞納している事業主による届出、⑥過去3年間に雇用保険法その他労働関係法令に係る著しい違反があった事業主による届出である場合には、その届出内容について精査する必要があることから、次の(イ)から(ニ)に掲げる被保険者となったことの事実及びその事実を確認することができる書類の添付を求ること。

また、次の(ニ)のaからcに掲げる者に係る届出である場合には、その届出内容について精査する必要があることから、上記なお書きにかかわらず、確認書類の省略は行わないこと。

なお、被保険者資格の取得の確認を行う日の2年前の日よりも前の期間について被保険者であつた期間を確認することを要する資格取得届を行う場合の添付書類については、23511参照。

社会保険労務士会の会員である社会保険労務士から、社会保険労務士法第17条に規定する審査事項の付記がなされた届出書が提出された場合には、上記なお書き、また書きにかかわらず、①届出期限を著しく（原則として6か月）徒過した届出、②著しい不整合がある届出である場合等公共職業安定所長がその届出内容について精査する必要があると判断する場合を除き、確認書類の添付を省略することができる（事務組合から届出書が提出された場合の取扱いについては22604参照）。

また、「翌月10日まで」とは事業主の届出の期限を示したものであって、その日を徒過したからといって届出を受理しないものではない。この場合には、以後届出期限を厳守するよう指導する。

(イ) 資格取得届の記載内容の確認には、賃金台帳(*)、労働者名簿、出勤簿（タイムカード等）、他の社会保険の資格取得関係書類（その他、資格取得届に係る者が船員である場合には、労働条件通知書（船員法第32条、船員法施行規則第16条）、船員手帳（船員法第50条、船員

法施行規則第 16 号様式（第 38 条関係）。複写で差し支えない。）

(*) 船員については、船員法において、船舶所有者は報酬支払簿を備え置き船員に対する給与その他の報酬の支払に関する事項を記載しなければならないこととされており（船員法第 58 条の 2、船員法施行規則第 16 号の 3 様式（第 42 条関係））、これを賃金台帳として取り扱って差し支えない（以下の取扱いにおいて同じ。）。

(d) 資格取得届に係る者が有期契約労働者である場合には、就業規則、雇用契約書、雇入通知書、辞令その他の賃金に関する約定内容、所定労働時間及び 31 日以上雇用される見込みがあることを証明することができる書類

この「その他の賃金に関する約定内容、所定労働時間及び 31 日以上雇用される見込みがあることを証明することができる書類」については、その事実を確認するために、上記及び (e) に掲げる書類では当該事項を確認できない場合であって、安定所長が必要と認めたものに限って提出させること。

(e) 資格取得届に係る者が労働者派遣事業に雇用される派遣労働者のうち常時雇用される労働者以外の者である場合には、就業規則、雇用契約書、雇入通知書、その他所定労働時間及び 31 日以上雇用される見込みがあることを証明することができる書類（派遣元管理台帳で十分に確認できる場合は派遣元管理台帳で確認することとして差し支えない。）

(f) 資格取得届に係る者が、特にその雇用関係に確認を要する下記に例示されるような者である場合には、それぞれ労働契約に係る契約書、労働者名簿、賃金台帳その他の当該適用事業に係る被保険者となったことの事実及びその事実を証明することができる書類に加えて、下記に掲げるような雇用関係の確認に必要な書類。

a 株式会社等の取締役であって、従業員としての身分も有する者

当該者について就業規則等の適用の有無、賃金等の支払状況、労働者について作成することとされている書類等の有無等を記載した事業主の証明書、登記事項証明書、定款、取締役会の議事録等、就業規則、賃金規定、出勤簿、総勘定元帳

b 事業主と同居している親族

当該者について 20351 のリの (i) から (h) までの事項を記載した事業主の証明書、登記事項証明書、当該者に係る事業所で雇用されている他の労働者の出勤簿等

c 在宅勤務者

当該者について 20351 のルの (i) から (h) までの事項を記載した事業主の証明書、就業規則、賃金規定等

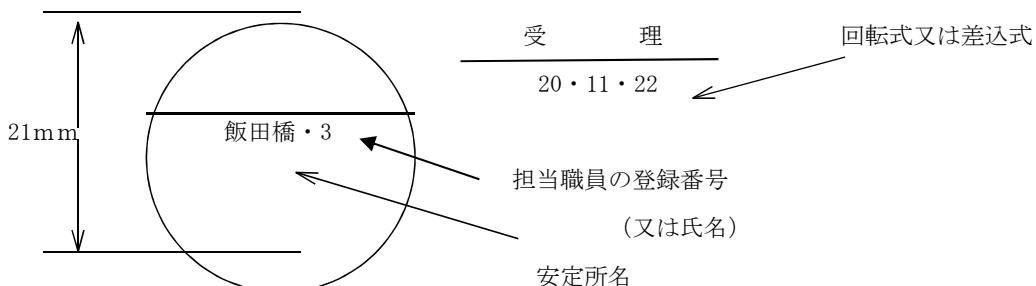
ハ 資格取得届に係る者が最後に被保険者資格を喪失した後に氏名を変更した者（既にその変更について則第 49 条第 1 項の届出（受給資格者の氏名変更届の届出）をしている者を除く。）である場合には、その資格取得届の 5 欄に変更後の氏名を記載しなければならない。

ニ 安定所長は、資格取得届の提出を受けたときは、その提出に係る事業所について適用事業所台帳又は事業所設置届、事業主事業所各種変更届若しくは昭和 56 年 7 月 6 日前に安定所で調製保管することとされていた適用事業所台帳（以下「旧事業所台帳」という。）と

照合し、その記載が 20703（資格取得届記載要領及びその指導）によって行われているか否か、届出期限内に提出されたものであるか否か等を認め、これを受理する。

ホ 安定所に提出された資格取得届が著しく汚損していたり、書き損じていた場合は、原則として、事業主に新たに書き直させ再提出させることとするが、誤りや汚損等が軽微なものであるときは、その事項を指摘して正当事項をその欄の余白に記載し、欄外余白に訂正部分をとりまとめて「何字訂正（何字挿入、何字削除）」と記載させ、事業主の訂正印を押印させた上（事業主（又は雇用保険被保険者関係届出事務等代理人）本人が来所した場合はその者の自筆による署名で差し支えない）、受理する。

事業主が訂正に応じない場合等で、安定所が自ら職権による訂正をする場合は、誤りや汚損等の事項を届出事項がわかる程度に抹消して正当事項を記載し、欄外余白に訂正部分をとりまとめて「何字訂正（何字挿入、何字削除）」と記載し、取扱者印を押印する。ただし、訂正すべき事項が将来の失業等給付の支給及びその額等に影響を与える程度の重大なもの（被保険者となった年月日等）でない場合には、誤りや汚損等の事項を抹消して正当事項を記載すれば足りる。



なお、OCR読み取り部分の訂正については、ハローワークシステム事務処理要領（以下「センター要領」という。）を参照すること。

ヘ 資格取得届の受理に当たっては、次の方法によることとして差し支えない。

(イ) 上記のごとき受理の日付印（ゴム印）（受理の日付けは西暦により表示することとしても差し支えない）を資格取得届の下部余白に押印する。

なお、職員について、登録番号を決定したときは、これに関する調書を作成しておく。

他の雇用保険適用関係届書の処理についても同様とする。

(ロ) これにより、届書決裁欄の係員欄の押印を省略する。

20705 (5) 被保険者資格の取得の確認要領

イ 資格取得届を受理した安定所は、当該届出に係る者について、次のとおり、届出内容に従い、当該者の被保険者資格の取得について確認を行うのであるが、届出内容については、必要に応じて事業主からの聴取を十分に行うことにより確認を行う。また、届出内容を精査す

る必要がある場合（20704 の□参照）には、確認書類その他の方法により確認を行う。この場合の確認要領は次によるほか、被保険者資格の取得の確認を行う日の2年前の日よりも前の期間における被保険者であった期間の確認については、23512 による。

なお、特例被保険者であることの確認要領については、20951-21100 による。

- (イ) 届出に係る者が被保険者とならない者（20303 及び 20351-20400 参照）に該当する者でないかどうか調査するとともに、主として事業主との雇用関係の存在、被保険者資格を取得した年月日（20551-20600 参照）等につき、賃金台帳、労働者名簿、出勤簿（タイムカード等）、他の社会保険の資格取得関係書類との照合等により調査する。
- (ロ) 資格取得届の12欄（雇用形態）において「1」（日雇）と記載してあるものについては、被保険者であるかどうか特に慎重に確認する。
- (ハ) 資格取得届の記載内容（特に12欄（雇用形態）、15欄（1週間の所定労働時間）、16欄（契約期間の定め）等）、事業主からの聴取内容等から、1週間の所定労働時間が20時間以上の者であるか、31日以上の雇用見込みがある者であるか（同一事業主の下で31日以上雇用されないことが明らかである者以外の者であるか）、次により確認を行う。
 - a 1週間の所定労働時間が20時間以上であるかどうか（20557）の確認は資格取得届の15欄によって行うが、このとき、届出に係る者の1週間の所定労働時間を明らかにする雇用契約書、雇入通知書、就業規則、出勤簿（タイムカード等）等との照合を行うほか、必要に応じて当該事業所に雇用されている通常の労働者の1週間の所定労働時間を明らかにする就業規則、雇用契約書、雇入通知書、出勤簿（タイムカード等）等の提出を事業主に求める。
 - b 31日以上の雇用見込みがあるかどうか（20303 ハ）の確認は、資格取得届の16欄及び届出に係る者の就業規則、雇用契約書又は雇入通知書によって行う。
期間の定めがなく雇用される場合は、通常、31日以上引き続き雇用されることが見込まれるものと判断されるが、資格取得届の16欄で「2無」としていても、疑義がある場合には事業主から事情を聴取し、31日以上継続して雇用される見込みがあるかどうかを確認する。
また、31日未満の期間を定めて雇用される者であって雇用契約においてその更新規定が設けられていないものについては、次の点につき事業主から事情、状況等を聴取し、明らかに31日以上雇用される見込みがないかどうかを判断する。
 - (ア) 当該事業所において同様の雇用契約に基づき雇用されている者について更新等により31日以上雇用された実績がないかどうか
 - (イ) 労使双方により31日以上雇用されないことについて合意があるかどうか
なお、当初の雇入時において31日以上就労することが見込まれない場合であっても、雇入れ後において、31日以上引き続き雇用されることが見込まれることとなった場合には、その時点から被保険者とすることを事業主に対し指導すること。
- (カ) 労働者派遣事業に雇用される派遣労働者たちのうち常時雇用される労働者以外の者に係る資格取得届が提出された場合には、(イ)から(ハ)によるほか、必要に応じ、派遣元管理台帳（労

働者名簿や賃金台帳と合せて調製することができる。)との照合を行う。

- (ii) 船員に係る資格取得届が提出された場合には、(i)及び(ii)によるほか、必要に応じ、労働条件通知書、船員手帳（第3表により当該船員の氏名、生年月日等を、第6、7表により雇入契約の内容を確認することができる。また、第6表の官庁受理印欄に地方運輸局等の押印があるものについては、雇入契約の事実が証明できる書類として取り扱って差し支えない。

なお、雇入契約は必ずしも雇用契約と一致しない場合があることに留意との照合を行う。

なお、船員手帳は船員各自が所持しており、船舶所有者がその原本を提示することは困難であるため、確認事項が含まれる箇所を複写したものを提示することで差し支えない。

- （イ）当該事業主から最初に資格取得届が提出された場合で事業所設置届が同時に提出されたときは、その事業所設置届について 22253 によって審査した後、（イ）から（ハ）によって確認を行う。

なお、この場合で同時に事業所設置届の提出がなかったときは、事業所設置届の審査に準じた要領によって事業主から事情を聴取した後確認を行い、事業所設置届の提出について指導する。

- 遷及確認に係る被保険者の被保険者資格の取得の日の取扱いは、20502（遷及確認によるもの）で、資格取得届 11 欄（資格取得年月日）の記載に留意する。

なお、被保険者資格の確認を行う日の2年前の日よりも前の日を取得日とする場合の取扱いは、23512のイの(ロ)による。

- ハ 被保険者資格の取得の確認を行った際、当該確認に係る被保険者について、被保険者種類の確認を行い（20951 の口参照）、23 欄に該当する番号を記載しなければならない。

なお、被保険者資格の取得の確認を行う日の2年前の日よりも前の期間について被保険者であった期間の確認を行った場合には、23欄は「1」とする

- 二 被保険者が外国人である場合には、18欄（国籍・地域）及び19欄（在留資格）の記載内容について、システムに表示される対応コードなどに基づき、当該コードを25欄（国籍・地域コード）及び26欄（在留資格コード）に記入する。

ホ 確認後は直ちに所要のデータをセンターにて入力する。

20706 (6) 被保険者番号

被保険者番号は、被保険者資格の取得（新規）の確認を行った後所要のデータを入力したとき、センターにおいて付与する。

被保険者番号は、次の構成とする。

$\times \times \times \times - \times \times \times \times \times \times - \times$ チェック・

(一連番号) (ハイフン 2 桁を含む。)
デイジット
(4 行) (6 行) (1 行)

ただし、昭和 56 年 7 月 6 日前に既に被保険者番号を付与されている被保険者については、同日以降同番号から生年月日部分の 6 桁を除いた番号を使用するが、同日以降最初にセンターにデータを入力し、正しく処理された場合は、当該番号にチェック・ディジット（その前のハイフンを含む。）を付与するので以後は当該番号にチェック・ディジット（その前のハイフンを含む。）を付与した番号を使用する。

20707 (7) 確認通知及び被保険者証の交付

イ 安定所長は、資格取得届の提出を受け、被保険者資格の取得を確認した場合は、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）（以下「資格取得等確認通知書（事業主通知用）」という。）及び雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（被保険者通知用）（以下「資格取得等確認通知書（被保険者通知用）」という。）により、その旨を当該届出に係る労働者及び事業主の双方に通知し（則第 9 条第 1 項前段）、さらに、その確認に係る者に被保険者証（20851 参照）を交付しなければならない（則第 10 条第 1 項）。また、被保険者資格の取得の事実がないと認めた場合についても、その旨を双方に通知しなければならない（則第 11 条第 1 項）。

これらの場合に、資格取得等確認通知書（被保険者通知用）及び被保険者証の交付は、事業主を通じて行うことになっている（則第 9 条第 1 項後段、第 10 条第 2 項参照）ので、通常の場合は、すべて事業主を通じて行う。

ロ 被保険者資格の取得の確認の通知及び被保険者証の交付は、原則として、次の方法により行う。

(イ) 事業主に対する通知は、資格取得等確認通知書（事業主通知用）により行う。

資格取得等確認通知書（事業主通知用）は、雇用保険被保険者転勤届受理通知書（事業主通知用）及び雇用保険被保険者氏名変更届受理通知書（事業主通知用）と同一様式となっており、該当の通知書名が印字される。

(ロ) 被保険者に対しては、被保険者証を交付するとともに、被保険者資格の取得の確認の通知は資格取得等確認通知書（被保険者通知用）により行う。

ハ 資格取得等確認通知書（事業主通知用）・（被保険者通知用）及び被保険者証の交付に当たっては、次の点に留意する。

(イ) 通知年月日欄の年月日は、確認の効力に影響があり、20502（遡及確認）の期間の起算日となるものであるから、実際に通知を発する日（郵送の場合は投函の日、手交する場合は手交する日）に機械処理を行い、当該日付を印字する。

(ロ) 新規に被保険者資格を取得した者がその確認を受ける前に死亡したことにより被保険者資格を喪失した場合においては、資格取得等確認通知書（被保険者通知用）及び被保険者証の交付は行えないもので、センターから印字される資格取得等確認通知書（事業主通知用）・（被保

険者通知用)及び被保険者証は廃棄する。

- ニ 事業主に対して資格取得等確認通知書(事業主通知用)等を交付する際、資格喪失届・氏名変更届の用紙(当該確認に係る被保険者に関する事項が印字されたもの)を併せて交付する。
- ホ 資格取得等確認通知書(事業主通知用)等を事業主に交付する際、次の点につき事業主を十分指導する。
 - (イ) 資格取得等確認通知書(事業主通知用)は、その雇用する被保険者に関する事業主の原簿となり、また、資格喪失届の提出の際及び通知に関して争いのあった場合、特例被保険者の確認の有無、保険料の徴収(ただし、64歳以上の者については平成31年度まで雇用保険料を免除(平成28年改正雇用保険法等附則第1条))に関して争いのあった場合等の証拠となるものであるから、その被保険者を雇用している期間中及びその者が被保険者資格を喪失してから少なくとも4年間は、事業主において大切に保管するとともに、事業所の監査の際等には関係職員の要求に応じて提出すべきものであること。
なお、上記の書類を書面によらず電磁的記録により保管する場合の取扱いは23401口参照。
 - (ロ) 資格取得等確認通知書(被保険者通知用)及び被保険者証については、当該確認に係る被保険者に対して速やかに交付すること。資格取得等確認通知書(被保険者通知用)は、新たに雇用保険加入手続が取られた場合にその事実を被保険者本人が確実に把握し、仮に被保険者資格の取得の確認に係る処分に不服がある場合には速やかに申立てができる事を確保するものであるので被保険者に確実に交付する必要があること。
 - (ハ) 雇用保険被保険者資格喪失届・氏名変更届の用紙は、当該被保険者の資格喪失又は氏名変更の際の届出用紙あるいは転勤の際の添付書類として使用するものであるので、それまで大切に保管すること。
- ヘ 資格取得等確認通知書(被保険者通知用)及び被保険者証の交付を受けた事業主が、当該確認に係る被保険者にこれを交付することができないときは、その旨速やかに安定所に届け出させることとし、この場合は、安定所は、直接その労働者に交付する。この直接の交付も困難なときは、安定所の掲示場(掲示場がないときは、外来者の目に触れる場所を選定し、掲示場であることを明らかにする表示を行う。)に被保険者資格を取得した旨及び資格取得年月日を記載した文書を7日間掲示しなければならず、これにより資格取得の通知があったものとみなされる(則第9条第2項、第3項参照)(なお、この方法により資格取得等確認通知書(被保険者通知用)に代えた場合は、その旨を資格取得届の備考欄に記録しておく。)。また、被保険者証については、安定所において保管し、1年を経過した後に廃棄して差し支えない。

■ 様式第4号（第1面） 雇用保険被保険者 資格喪失届
氏名変更届

標準字体 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

(必ず第2面の注意事項を読んでから記載してください。)

※ 帳票種別 1310 2: 氏名変更届 3: 資格喪失届			1. 被保険者番号	2. 事業所番号	3. 資格取得年月日	(この用紙は、このまま機械で処理しますので、汚さないようにしてください。)	
4. 離職年月日 4- 年 月 日			5. 喪失原因 <input type="checkbox"/> (1 離職以外の理由) <input type="checkbox"/> (2 3以外の離職) <input type="checkbox"/> (3 事業主の都合による離職)	6. 離職票交付希望 <input type="checkbox"/> (1 有) <input type="checkbox"/> (2 無)	7. 1週間の所定労働時間 時間 分	8. 补充採用予定の有無 <input type="checkbox"/> (空白 無) <input type="checkbox"/> (1 有)	
9. 新氏名 フリガナ（カタカナ）							
10. 個人番号 元号			11. 喪失時被保険者種類 <input type="checkbox"/> (3 季節)				
			12. 国籍・地域コード (17欄に応するコード) を記入				
			13. 在留資格コード (18欄に応するコード) を記入				
被保険者氏名		性別	生年月日	取得時被保険者種類	転勤年月日	管轄安定所番号	雇用形態
資格取得年月日現在の1週間の所定労働時間		事業所名略称					
被保険者の住所又は居所							
被保険者でなくなったことの原因又は氏名変更年月日							

雇用保険法施行規則第7条第1項・第14条第1項の規定により、上記のとおり届けます。

平成 年 月 日

記名押印又は署名

印

公共職業安定所長 殿

※

所長	次長	課長	係長	係	操作者	社会保険労務士記載欄	作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示	氏名	電話番号
								印	

2017. 1

<キリトリ>

雇用保険被保険者

通知書（事業主通知用）

確認（受理）通知年月日

届に基づき、下記のとおり確認（通知）します。



被保険者番号

事業所番号

管轄区分

資格取得年月日

被保険者氏名

性別

生年月日（元号一年月日）

取得時被保険者種類

転勤の年月日

事業所名略称

2017. 1

<キリトリ>

雇用保険被保険者
(被保険者通知用)

通知書

様式第7号

雇用保険被保険者証



被保険者番号

確認（受理）通知年月日

資格取得年月日

取得時被保険者種類

被保険者氏名

生年月日（元号一年月日）

(1 男)
(2 女)

事業所名略称

(2 大正 3 昭和)
(4 平成)

(1 又は9
2 又は5
3 又は3
11 高年齢
(65歳以上))

被保険者番号

生年月日（元号一年月日）

(2 大正 3 昭和)
(4 平成)

(1 又は9
2 又は5
3 又は3
11 高年齢
(65歳以上))

2017. 1

2017. 1

■ 様式第4号（第2面）
雇用保険被保険者 資格喪失届
氏名変更届

14欄から18欄は、被保険者が外国人の場合のみ記入してください。

※ 帳票種別

1310

4: 氏名変更届
5: 資格喪失届

14. 被保険者氏名（ローマ字）または新氏名（ローマ字）（アルファベット大文字で記入してください。）

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

被保険者氏名（ローマ字）または新氏名（ローマ字）（続き）

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

15. 在留期間

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

西暦 年 月 日

注意

1. [] 内で表示された枠（以下「記入枠」という。）に記入する文字は、光学式文字読取装置（OCR）で直接読み取を行うので、この用紙は汚したり、必要以上に折り曲げたりしないこと。

2. 記載すべき事項がない欄又は記入枠は空欄のままで、事項を選択する場合には該当番号を記入し、記印のついた欄又は記入枠には記載しないこと。

3. 記入枠の部分は、枠からはみださないように大きめのカタナ及びアラビア数字の標準字体により明瞭に記載すること。

4. この場合、カタカナの選択及び半角点は、1文字として取り扱い（例：ガ→ガ、バ→ハ）。また、「ヰ」及び「ヱ」は使用せず、それぞれ「イ」及び「エ」を使用すること。

5. 事業主の住所及び氏名欄には、事業主が法人の場合は、主たる事務所の所在地及び法人の名称を記載とともに、代表者の氏名を付記すること。

6. 雇用保険被保険者資格喪失届として使用する場合の注意

(1) 横欄中「氏名変更届」は第14欄第1項の文字を抹消すること。

(2) 4欄には、被保険者でなくなったとの原因となる事項のあった年月日を記載すること。なお、年、月又は日が1桁の場合は、それぞれ10の位の部分に「0」を付加して2桁で記載すること。

(例) 平成19年3月1日 → 03-03-01

(3) 5欄には、次の区分に従い、該当するものの番号を記載すること。

イ 死亡、在籍出向、出向元への復帰、その他離職以外の理由

ロ 天災その他やむを得ない理由によって事業者の経営が不可能になったことにによる解雇、ハ 该該事業者の責めに帰すべき重大な理由による解雇

ニ 契約期間の満了、ホ 任意退職、事業主の勤務要請によるもの（を除く）、ヘ 口から今まで以外の事業主の都合による離職（定年等）

ト 移籍出向（ただし、退職金又はこれに準じて一時金の支給が行われたもの以外の出向）「1」

チ 事業主の都合による解雇、事業主の勤務要請等による任意退職等

(4) 6欄には、被保険者でなくなった者が離職票においては給付金を受けた者の6歳以降に離職した場合には「1」を、希望しない場合は「2」を記載すること。

なお、被保険者でなくなった者が離職票においては扶養、出産、育児、疾病、負傷、親族の看護等の理由による定期間雇業に就くことができない場合及び60歳以上の定年等による離職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合であって、その後に失業等給付を受けようとするときは、「1」を記載すること。

また、船員として高齢就労者給付金を受けた者が6歳以降に離職した場合には「2」を記載すること。

(5) 7欄には、「被保険者氏名」欄に印字されている者の離職票に記載した年月日現在の1週間の所定労働時間の記載すること。

(6) 8欄には、「被保険者氏名」欄に印字されている者の離職票等に併せてこれを補充するため、この届書を提出する際に公務員登録簿又は地方運輸局の紹介、その他の方法による労働者の採用を予定している場合は「1」を記載し、予定でない場合は空欄とすること。

(7) 9欄は、空欄とすること。

(8) 10欄には、必ず番号確認と身元確認を行った上で、個人番号（マイナンバー）を記載すること。

(9) 「被保険者の住所又は居所」欄には、離職後の住所又は居所が明らかであるときは、その住所又は居所を記載し、その住所又は居所が明らかでないときは、離職時の住所又は居所を記載すること。

(10) 本手綱は電子申請による届け出も可能であること。

また、本手綱について電子登録するときも、当該事業主の電子署名で行なうことができます。

7. 雇用保険被保険者氏名変更届として使用する場合の注意

(1) 横欄中「資格喪失届」の文字及び第14欄第1項の文字を抹消すること。

(2) 9欄及び14欄「外国人又は外国人の配偶者」欄には、被保険者でなくなったことの原因又は氏名変更年月日欄にのみ記載すること。なお、9欄のフリガナ欄はカタカナで記載し、姓と名の間は1空け空ること。

(3) 本手綱は電子申請による届け出も可能であること。

また、本手綱について電子登録するときも、当該事業主の電子署名で行なうことができます。

8. 外国人労働者に係る留意事項

外国人労働者（「外交」又は「公用」の在留資格の者及び特別永住者を除く。）の場合は、[4欄から18欄に]、ローマ字氏名（在留カード記載欄）、西暦・地域、在留資格、在留期間等を記載し、雇用対策法第28条の外国人雇用状況の届出ができる。なお、派遣・請負労働者として、主として2欄以外の事業所において就労していた者については[6欄に]1を記載し、該当しない場合は2を記載のこと。

注意

- 1 労働保険事務組合は、この通知書の交付を受けたときは、第1面の事業主に提示しなければならない。
- 2 被保険者となったことの確認に係る処分に不服のあるときは、処分のあったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に処分を行った公共職業安定所の所在地を管轄する都道府県労働局雇用保険審査官（以下「審査官」という。）に対して審査請求をすることができる。
- 3 審査請求に対する審査官の決定に不服がある場合には、決定書の原本が送付された日の翌日から起算して2箇月以内に労働保険審査会（以下「審査会」という。）に対して再審査請求をすることができる。ただし、審査請求をした日から3箇月を経過しても決定がないときは、審査官が審査請求を棄却したものとみなすことができる。
- 4 この処分に対する取消訴訟は、この処分についての審査請求に対する決定を経た後に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。）、審査官の決定があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる（決定があつた日から1年を経過した場合を除く。）。また、審査会に対して再審査請求をした場合には、この処分についての審査請求に対する決定を経る前又は審査会の裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる（裁決があつた日から1年を経過した場合を除く。）。ただし、(1) 審査請求をした日から3箇月を経過しても決定がないとき、(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる審しの損害を避けるため緊急の必要があるとき、(3) その他決定を経ないこにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、決定を経ないで取消訴訟を提起することができる。
- 5 この通知書は、その被保険者を雇用している期間中及びその者が被保険者資格を喪失してから少なくとも4年間は、事業主において大切に保管すること。
- 6 この通知書とともに交付された雇用保険被保険者証は速やかに本人に対し交付し、必ず本人に保管させること。

注意

- 1 この被保険者証は、新たに他の事業主に雇用され雇用保険の被保険者となったときは、必ず新たに勤務することとなった事業所に提示しなければならないものであるから、大切に保管すること。
- 2 この被保険者証を滅失し、又は損傷したときは、公共職業安定所に申請して再交付を受けること。
- 3 被保険者証は、二重に交付を受けると、不利な扱いとなることもあるので、二重に交付を受けることのないように注意すること。
- 4 この被保険者証は、氏名を変更したときは、事業主（失業等給付を受けている期間中の場合は公共職業安定所又は地方運輸局の長）に提出すること。
- 5 失業して失業等給付を受けようとする場合（離職時においては妊娠、出産、育児、疾病、負傷、親族の看護等の理由により一定期間職業に就くことができない場合及び60歳以上の定年等による離職後一定期間求職申込みをしないことを希望する場合であって、その後に失業等給付を受けようとするときを含む。）は、離職後速やかに事業主を通じて公共職業安定所より離職票の交付を受けること。
- 6 失業等給付を受ける場合の具体的な手順については、離職票の第2面を参照すること。

注意

- 1 この被保険者資格取得等確認通知書は、資格取得年月日等を通知するものである。
- 2 被保険者となったことの確認に係る処分に不服のあるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内にこの処分を行った公共職業安定所の所在地を管轄する都道府県労働局雇用保険審査官（以下「審査官」という。）に対して審査請求することができる。
- 3 審査請求に対する審査官の決定に不服がある場合には、決定書の原本が送付された日の翌日から起算して2箇月以内に労働保険審査会（以下「審査会」という。）に対して再審査請求をすることができる。ただし、審査請求をした日から3箇月を経過しても決定がないときは、審査官が審査請求を棄却したものとみなすことができる。
- 4 この処分に対する取消訴訟は、この処分についての審査請求に対する決定を経た後に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。）、審査官の決定があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる（決定があつた日から1年を経過した場合を除く。）。また、審査会に対して再審査請求をした場合には、この処分についての審査請求に対する決定を経る前又は審査会の裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる（裁決があつた日から1年を経過した場合を除く。）。ただし、(1) 審査請求をした日から3箇月を経過しても決定がないとき、(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる審しの損害を避けるため緊急の必要があるとき、(3) その他決定を経ないこにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、決定を経ないで取消訴訟を提起することができる。

ただし、(1) 審査請求をした日から3箇月を経過しても決定がないとき、(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる審しの損害を避けるため緊急の必要があるとき、(3) その他決定を経ないこにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、決定を経ないで取消訴訟を提起することができる。

20708 (8) 確認通知後の事務処理

イ 提出された資格取得届は、所要のデータをセンターあて入力した後は、受理日ごとに一括してファイルし、保管する。

なお、資格取得の確認を行わなかった者に係る資格取得届は、別途保管する。

ロ 確認された被保険者資格の取得の日以後相当期間経過後に、その被保険者資格の取得の日が事実と異なることが判明した場合には、原則として、次により処理する。

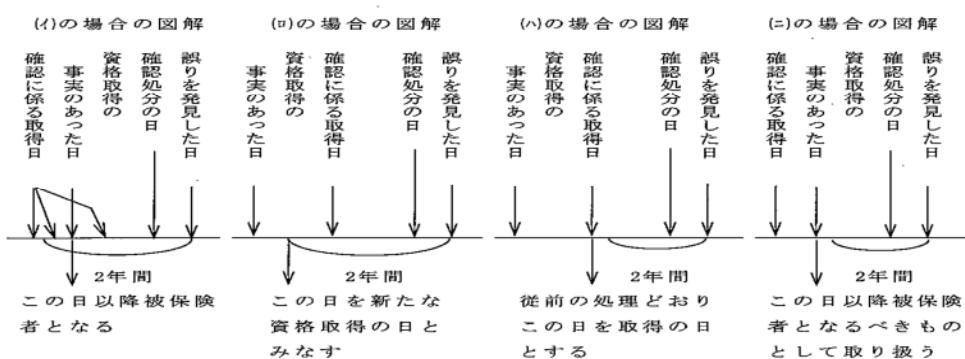
(イ) 被保険者資格の取得の事実のあった日が確認処分の誤りが判明した日の2年前の日以後の日であるときは、確認に係る被保険者資格の取得の日が何時であろうとも、被保険者資格の取得の事実のあった日以降について被保険者となる。

(ロ) 確認に係る被保険者資格の取得の日が被保険者資格の取得の事実のあった日より後の日であって、当該確認に係る被保険者資格の取得の日は確認処分の誤りが判明した日の2年前の日以後の日であるが、資格取得の事実のあった日が確認処分の誤りが判明した日の2年前の日より前の日であるときは、確認処分の誤りが判明した日の2年前の日を新たな資格取得の日とみなし、その日以降について被保険者となるべきものとして取り扱う。

(ハ) 確認に係る被保険者資格の取得の日が被保険者資格の取得の事実のあった日より後の日であって、当該確認に係る被保険者資格の取得の日が確認処分の誤りが判明した日の2年前の日より前の日であるときは、当該処分を変更することなく従前の処理に従う。

(ニ) 確認に係る被保険者資格の取得の日が被保険者資格の取得の事実のあった日より前の日であって、当該被保険者資格の取得の事実のあった日が確認処分の誤りが判明した日の2年前の日より前の日であるときは、被保険者資格の取得の事実のあった日以降について被保険者となるべきものとして取り扱う。

ハ なお、確認された被保険者資格の取得の日よりも前の期間について、給与明細等の確認書類（23501のイ参照）に基づき雇用保険料の天引きがあったことが確認できる場合には、23514により処理する。



20709 (9) 資格取得届（光ディスク等提出）記載要領及びその指導

イ 資格取得届記載の適否は被保険者資格の取得にあたって基本となるものであるから、用紙の裏面に記載されている注意事項及び20703(3)、20972(2)及び20973(3)の関係部分によるほか、次の要領により正確に記載するよう事業主に対し指導する。

特に光ディスク等の記載内容は、指定の様式以外の光ディスク等を持参してもシステム入力ができず、また、その場で容易に修正できるものではないことから、正確に記載する必要があることを指導する。

(イ) 1つの光ディスク等には1つのファイルのみを記載することとし、その内容は、1の総括票（光ディスク等提出用）と対応するものである。総括票（光ディスク提出用）には、当該光ディスク等で届け出ようとする対象の労働者の名簿（漢字及び読み仮名（カタカナ））を添付しなければならない。添付する名簿と光ディスク等内の個人データの順序は同一（五十音順）とする。

(ロ) 既に、被保険者資格を取得し、被保険者番号の交付を受けている者については、窓口用フォーマットではできないことを事業主に通知すること。

(ハ) 使用が可能な光ディスク等については以下のとおりである。

a CDは、CD-ROM、CD-R、CD-RWを使用することができる。JIS X 0606, JIS X 0608に準拠した形式（ISO 9660に準拠した形式であれば読み込むことが可能。なお、ISO 9660を拡張した規格であるRomeo, Jolietであれば読み込みは可能）で書き込むこと。書き込み後、必ずファイナライズの処理を行うよう通知する必要ある。

b DVDは、DVD-ROM、DVD-R(for General, Ver2.0/2.1)、DVD-R DL(Ver3.0)、DVD+(Ver1.0/1.1/1.2)、DVD+R DL(Ver1.0)、DVD+RW(Ver1.1/1.2)、DVD-RW(ver1.1/1.2)を使用することができる。JIS X 6241またはJIS X 6242、DVD-Rで作成する場合はJIS X 6245またはJIS X 6249、DVD-RWで作成する場合はJIS X 6248に準拠した記録媒体を使用すること。ボリューム構造及びファイル構造については、JIS X 0607, JIS X 0609に準拠した形式（ISO 9660に準拠した形式であれば読み込むことが可能。なお、ISO 9660を拡張した規格であるRomeo, Jolietであれば読み込みは可能）で書き込むこと。なお、書き込み後、必ずファイナライズの処理を行うよう通知する必要がある。

(イ) 入力文字は、事業所名、作成年月日、漢字氏名欄以外はすべて（数字、カタカナ、()・一等の記号を含む）、1バイトコード（半角）で入力すること。使用するコードはJIS8単位符号、漢字と仮名による部分はシフトJISコード（マイクロソフト漢字コード）とする。なお、外字の使用は不可である。

(ロ) 入力については、CSV形式とし、届け出る全ての者に係る届出内容を1のファイルに記録すること。各個人データの間は復帰改行を入力し、各項目の間は「,」を入力する。また、1の項目内に複数の情報を入れることとされているところは「-」で結ぶこととする。

(ハ) 窓口用フォーマットの場合のファイル名は「shutoku」とし、拡張子は「txt」又は「csv」とすること。また、電子申請用フォーマットの場合のファイル名は「10101-shutoku」とし、拡張子は「csv」とすること。

- (b) 光ディスク等入力データのうち、総括票7、8該当個所は、半角文字で形式要件どおり入力されていない場合はエラーとなり、また、入力画面上でデータの修正ができないので特に誤りのないよう注意する。また、漢字仮名交じりで入力する事業所名や漢字氏名は、必ず全角で入力すること。

雇用保険被保険者資格取得届光ディスク等提出用総括票

(必ず第2面の注意事項を読んでから記載してください。)

1. 事業所名	フリガナ											
2. 事業所番号				一						一		
3. 届出年月日	平成 年 月 日											
4. 届出被保険者数	人											
届出被保険者氏名	別紙のとおり											
5. 資格取得年月日	平成 年 月 日											
6. 雇用形態	1. 日雇 2. 派遣 3. パートタイム 4. 有期契約労働者 5. 季節的雇用 6. 船員 7. その他											
7. 1週間の所定労働時間	時間 分											
8. 契約期間の定め	1 有 契約期間 年 月 日～ 年 月 日 契約更新条項の有無 イ 有 口 無											
	2 無											

備考欄	氏名(ローマ字)	国籍・地域	在留資格	在留期間	資格外活動許可の有無	派遣・請負労働者として主として1以外の事業所で就労する場合
	西暦 年 月 日まで	有・無	<input type="checkbox"/>			
	9. 氏名(ローマ字)	国籍・地域	在留資格	在留期間	資格外活動許可の有無	派遣・請負労働者として主として1以外の事業所で就労する場合
	西暦 年 月 日まで	有・無	<input type="checkbox"/>			
	氏名(ローマ字)	国籍・地域	在留資格	在留期間	資格外活動許可の有無	派遣・請負労働者として主として1以外の事業所で就労する場合
	西暦 年 月 日まで	有・無	<input type="checkbox"/>			
氏名(ローマ字)	国籍・地域	在留資格	在留期間	資格外活動許可の有無	派遣・請負労働者として主として1以外の事業所で就労する場合	
西暦 年 月 日まで	有・無	<input type="checkbox"/>				
氏名(ローマ字)	国籍・地域	在留資格	在留期間	資格外活動許可の有無	派遣・請負労働者として主として1以外の事業所で就労する場合	
西暦 年 月 日まで	有・無	<input type="checkbox"/>				
その他						

雇用保険法施行規則第6条第1項の規定により上記のとおり届けます。

平成 年 月 日

住所
事業主 氏名
電話番号

記名押印又は署名
印

公共職業安定所長 殿

社会保険 労務士 記載欄	作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示	氏名	電話番号
		印	

備考
確認通知 平成 年 月 日

※ 取得時被保険者種類

1 一般 2 短期常態 3 短期特例 11 高年齢被保険者(65歳以上)

※ 所長	次長	課長	係長	係員	操作者
------	----	----	----	----	-----

2017. 1

(別紙)

雇用保険被保険者資格取得届光ディスク等提出用総括票に係る対象者名簿

	漢字氏名	読み仮名（カタカナ）		漢字氏名	読み仮名（カタカナ）
1			21		
2			22		
3			23		
4			24		
5			25		
6			26		
7			27		
8			28		
9			29		
10			30		
11			31		
12			32		
13			33		
14			34		
15			35		
16			36		
17			37		
18			38		
19			39		
20			40		

(注意)

- 1 該当対象者名簿と光ディスク等の個人データの順序は同一（五十音順）であること。
- 2 対象者が 40 名を越え、当該様式が複数枚にわたる場合には、頁数を記載し、又は通し番号を修正したうえ、提出すること。この場合においても、名簿全体が五十音順である必要があること。
- 3 外国人労働者の場合は、漢字氏名の欄には、ローマ字氏名（在留カード記載順）を記載すること。

20710 (10) 光ディスク等により新規の資格取得届を提出する場合の事務処理

- イ 資格取得届の受理及び確認については、原則として、総括票（光ディスク等提出用）を用いることとし、その確認要領については、帳票により資格取得届が提出された場合と同様とする。
- ロ なお、光ディスク等と総括票（光ディスク等提出用）を郵送により送付してきた場合は、帳票が送付されてきた場合と同様として取り扱うこととなるが、光ディスク等の破損等があった場合は読みとり不可能であるので受理できないものとして、事業主に連絡のうえ再提出させる。
- 事業主には、光ディスク等は郵送による破損の恐れがあることから、原則として持参するよう説明する。
- ハ 総括票（光ディスク等提出用）の記載事項に誤りがある時の取扱いは20704 ホによる。
- ニ 光ディスク等の内容確認
- (イ) 記録媒体が規定どおりであることを確認し、システムに読み込むこととなるが、このとき、フォーマットエラー等のため、光ディスク等の内容が確認できない場合は、事業主に様式不備であり受理できない旨を説明の上、再提出するよう指導する。
 - (ロ) システムに読み込んだ時点で、文字コードエラー等によりシステムが受け付けないため読み込めないものが多数混在する等その場で入力処理することが不適当なものについては、システム内の当該光ディスク等のデータの削除処理を行った上で、事業主に様式不備により受理できないため再提出を要する旨を伝え、総括票（光ディスク等提出用）及び光ディスク等を返却する。
 - (ハ) 光ディスク等による届出のシステムへの入力に際しては、総括票（光ディスク等提出用）項目と光ディスク等データの整合性を確保すること。ただし、総括票（光ディスク等提出用）7、8に該当する項目については、総括票（光ディスク等提出用）により事実確認が済んでおり、また、入力画面上で修正できないため、形式要件を満たしていれば、内容を問わず入力して差し支えない。また、7及び8について形式要件を満たさない場合は、事業主にその場で様式第2号や連記式帳票に内容を転記させ処理するか、再提出を依頼する。この場合の処理はトによる。
 - (カ) 被保険者種類は光ディスク等読み込み時に確定し、総括票（光ディスク等提出用）に記載の上、入力する。
 - (キ) 総括票（光ディスク等提出用）の内容を確認する際に、関係資料との照合等により被保険者とならないような者が届け出られていることが判明した場合は、届出データ読み込み時に、操作者エラーとする。
 - (ク) 事業所名や本人氏名（漢字）の漢字等による記載はまれにシステム入力時に正確に読み込まれない場合があるが、総括票（光ディスク等提出用）により正しい名称等が把握されており、システム上は事業所番号及び仮名氏名、生年月日により該当事業所等を確認するため、入力画面上では、必ずしも正確なものに修正なくて差し支えない。
- ホ 光ディスク等による届出に際しエラーがある場合の取扱いは以下のとおりとする。
- (イ) システム入力時に多量の入力ミスが発見された場合は、誤っている箇所が総括票（光ディスク等提出用）により内容が確認され、場合については、預かりとして修正する。また、事業主がその場で様式第2号や連記式帳票に届出内容を転記することにより届出ができる場合は、できる限り同日中に処理を終了することとする。

上記によりその場で修正することが不適当な誤りについては、光ディスク等を事業主に返却し修

正を依頼することとする。

この場合、総括票（光ディスク等提出用）は預かりとし、総括票（光ディスク等提出用）に氏名が記載されている者について、届出が出されたかどうか、(イ)及び(ア)により確認する。

(ロ) ホストまで送信したデータがある場合は、データの入力されている光ディスク等は、当該処理済みの者の資格取得届の一部を形成するものであるのでこれを返却しない。

このとき、システムより印字される光ディスク等エラー一覧を事業主に交付しこれらの者について資格取得届を再提出するよう指導する。

これらの場合、総括票（光ディスク等提出用）は預かりとし、エラーとされた者について、届出が出されたかどうか、(ハ)、(ニ)及び(ア)により確認する。

なお、事業主がその場で様式第2号や連記式帳票に届出内容を転記することにより処理を終了することができる場合は、これにより処理を終了して差し支えない。この時、届出内容を転記するだけで入力できる場合は総括票（光ディスク等提出用）とあわせて保管するのであれば、事業主印（又は署名）を省略して差し支えない。

ただし、ホスト送信時のエラーについては、複数番号取得等不正受給の可能性に係るもの等の情報が含まれることから、再確認を要する事項を口頭指示の上、再提出用に交付する様式又はエラー一覧に再提出をする者の氏名を記入し、事業主に再調査の上再提出するよう指導する。これについて、その場で様式第2号や連記式帳票に届出内容を転記する時は、再度内容を確認させる必要があるので、事業主印（又は署名）は省略しない。

(ハ) (イ)又は(ロ)により事業主に再提出を指示する場合は、事業主にこれらの者についてどのような形で資格取得届を再提出することを希望するかを確認し、希望する様式の帳票について、備考欄に「光ディスク等エラー再提出用」と記載し、初回提出日、エラーとなった人数を朱書きで記入し、交付する。事業主には、この帳票によりエラーとなった者の資格取得届の再提出を行うよう指導する。

再提出に当たっては、最初のファイルのコピーを利用する事業主も想定されるが、この場合、既に受付済の者に関するデータは削除して提出するよう指導する。

(ニ) エラー一覧は、総括票（光ディスク等提出用）及び(ロ)の場合は光ディスク等、有期契約労働者の場合は内容印書とともに保管し、以後、(ハ)により交付した帳票により資格取得届が提出された場合には、エラー一覧と照合のうえ、エラー該当者について資格取得届が提出されたことを確認する。

また、エラーフィルムとして後から提出された届についてもあわせて保管する。

(ホ) 翌月月末までにエラー該当者等について資格取得届の再提出がなされていない場合は、当該事業主に連絡の上、必要に応じ職権による確認手続も含め、該当労働者の資格取得手続を完了することとする。

ヘ なお、光ディスク等を預かりとしてシステム入力を事後に行う場合などで、複数の職員が入力作業を分担した場合は、総括票（光ディスク等提出用）の欄外にそれぞれが受理印を押印し、入力した労働者の名簿番号を書き添えること。

ト 照合省略の取扱については、帳票による資格取得届が提出された場合と同様とする。ただし、

光ディスク等のシステム読み込み時に同一項目につき入力内容が同一であることを確認する必要がある。

チ データ送信後は、総括票（光ディスク等提出用）、光ディスク等、エラー一覧、修正記録及び再提出帳票がある場合は再提出帳票とまとめて保管すること。ただし、光ディスク等については対となる総括票（光ディスク等提出用）との組合せが分かるように、総括票（光ディスク等提出用）と光ディスク等に番号を付して別々に保管することとしてもよい。

保存年限を超えた光ディスク等については、内容を消去してラベルをはがすこととする。

20711(11) 資格取得届に外国人雇用状況届出に係る記載があった場合の取扱い

外国人を雇用する事業主は、当該外国人の在留資格等その雇用状況を届け出ることが義務づけられており（雇用対策法第28条）、また、雇用保険の被保険者となる外国人については、資格取得届又は資格喪失届の様式の所定欄に、当該外国人の在留資格等必要事項を記載して提出することができることとされている。

当該所定欄に記載のある届出が提出された場合は、記載漏れがないことを確認し、通常の事務処理を行った後に届出様式の写しを取り、その写しを安定所内の担当部門へ回付することとする。その際、個人番号の記載がある場合には、個人番号をマスキングして作成した写しを回付すること。なお、センター入力後、入力内容の修正を行った場合はその旨を安定所内の担当部門へ連絡すること。

20751-20800 2 確認請求による確認

20751 (1) 概要

被保険者又は被保険者であった者は、いつでも被保険者資格の取得の確認を請求することができる（法第8条）。

すなわち、事業主が故意に届出を怠っているような場合は、その事業主に雇用されている者は、自らその被保険者資格の取得の事実があったことを主張し、その被保険者資格の取得の確認請求を行うことができる。

また、請求を行う日の2年前の日よりも前の期間について被保険者資格の確認を請求する場合の取扱いは、23521-23530による。

なお、保険料免除期間は天引き実態が無くても、2年超遡及による被保険者資格の取得を行うことは差し支えない。

20752 (2) 請求手続

- イ 確認の請求は、文書又は口頭のいずれかによって行う。
- ロ 請求は、確認請求に係る被保険者資格の取得の日においてその者が雇用されていた事業所の所在地を管轄する安定所の長に対して行う。
- ハ 文書で請求しようとする者は、次の事項を記載した請求書を提出する。この場合証拠があるときはこれを添えなければならない（則第8条第2項）。
- (イ) 請求者の氏名、住所及び生年月日
 - (ロ) 請求の趣旨
 - (ハ) 事業主の氏名並びに事業所の名称及び所在地
 - (シ) 被保険者となったこと又は被保険者でなくなったことの事実、その事実のあった年月日及びその原因
 - (ス) 請求の理由
- ニ 口頭で請求しようとする者は、文書で請求する場合の各事項について安定所長に陳述しなければならない。この場合、証拠があるときはこれを提出しなければならない（則第8条第3項）。
- ホ ハ及びニの場合において、被保険者となったことの確認の請求をしようとする者が、被保険者証の交付を受けた者であるときは、その被保険者証を提出しなければならない（則第8条第10項）。
- ヘ 「請求の趣旨」とは、例えば、「平成〇〇年〇月〇日に被保険者となったことを確認されたい。」のごときものである。
- ト 「請求の理由」とは、何月何日から何某事業主と雇用関係を締結したこと、何某事業主は労働者を雇用して何々事業を行っていること等請求の趣旨の裏付けとなる事実である。
- チ 証拠とは、例えば、採用通知、雇用契約書、辞令、健康保険被保険者証その他被保険者資格の取得の事実判断の資料となるものである。
- リ 請求書の様式例は、次頁のとおりである。

20753 (3) 請求の受理及び確認要領

- イ 請求書の提出を受けた安定所長は、請求の手続に欠けたものであるときはこれを補正させ、また、軽微な事項については受理の上、自ら補正する。
- ロ 口頭による確認請求を受けた安定所長は、請求者の陳述に基づき聴取書を作成し、請求者に読み聞かせた上、署名又は記名押印させなければならない（則第8条第4項）。この場合における聴取書の様式例は20752のリのとおりである。
- ハ 確認を行うに当たっては、提出された証拠に基づくほか、必要ある場合は、その者を雇用し、又は雇用していた事業主に報告させ、報告に応じないときは事業所立ち入って調査を行う。
- ニ 確認を行うに当たって安定所が調査すべき事項については、資格取得届の提出があった場合に準ずる。
- ホ 郵送による請求があったときは、請求書の記載内容が請求の手続に欠けたものでない場合は、これを受理して差し支えないが、審査を行う場合は、原則として請者の出頭を求める。

へ 請求を受理し、被保険者資格の取得の確認を行ったときは、資格取得届の用紙を用い（資格取得届の表題は抹消する。）、直ちに、センターあてデータを入力する。当該資格取得届の用紙については、その裏面に「請求による確認」と記載した上、これを資格取得届に準じて安定所に保管する。

ト ある事業主に雇用されている者から請求があり、その者の被保険者資格の取得について確認を行う場合、当該事業主に雇用される他の労働者について被保険者資格の取得の事実があると認められるときは、事業主に対して届出を勧告し、これに応じないときは職権により確認する（20801（職権による確認）参照）。

20754 (4) 確認通知及び請求の却下

イ 被保険者資格の取得について確認したときは、20707の資格取得届の提出により確認した場合に準じ、事業主及び労働者に対して通知する。ただし、事業主が届出義務を履行しないこと等のため労働者が請求する場合が多いものであるから、資格取得等確認通知書（被保険者通知用）及び被保険者証は、労働者に対して直接交付する。

資格取得等確認通知書（事業主通知用）及び資格取得等確認通知書（被保険者通知用）を交付するに当たっては、同通知書の用紙中「雇用保険被保険者資格取得（転勤・氏名変更）届に基づき、」を「平成 年 月 日付けの被保険者となったことの確認請求に基づき、」に改める。

ロ 確認請求があった場合で、その請求に係る被保険者資格の取得の事実がないと認めたときは、確認請求を却下し、その旨を次の様式例により請求人に通知する。この場合、請求に係る事実がないと認められることが却下理由であり、その理由の記載は必要ない。

雇用保険の被保険者となったこと（被保険者でなくなったこと）の確認請求（聴取）書

被保険者番号		※事業所番号	
事業所の名称	事業主の氏名		
事業所の所在地			
請求の趣旨			
請求の理由			
被保険者となったこと (被保険者でなくなったこと)の事実及びその年月日			
証拠の有無			
※備考			

上記のとおり被保険者になったこと（被保険者でなくなったこと）の確認を請求します。

平成 年 月 日

住所

請求者

氏名

印

(大正
昭和 年 月 日生)
平成

公共職業安定所長 殿

上記のとおり確認の請求を聴取した。

平成 年 月 日

聴取者官職氏名

印

上記の聴取書を読み聞かせられたところ、私の陳述の趣旨と相違ない。

平成 年 月 日

請求者氏名

印

注意

- 1 請求者が被保険者となったことについて確認請求をするときは、「(被保険者でなくなったこと)」の文字を抹消すること。
- 2 「被保険者番号」欄には、既に被保険者証の交付を受けている場合のみ、その被保険者証に記載されている被保険者番号を記載すること。
- 3 「請求の趣旨」、「請求の理由」及び「被保険者となったこと（被保険者でなくなったこと）の事実及びその年月日」の欄に記載しきれないときは、「別紙」と記載し、別紙に記載してこの請求書に添付すること。
- 4 「証拠の有無」欄は、証拠のあるときは、「証拠有」と記載し、別紙として添付すること。

雇用保険の被保険者となったことの確認請求却下通知書

平成 年 月 日付けで貴殿よりなされた雇用保険の被保険者となったことの確認請求に基づき調査しましたが、この請求に係る事実がないと認められますので、請求を却下します。

なお、この処分に不服のあるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に○○労働局雇用保険審査官（以下「審査官」という。）に対して審査請求をすることができます。

また、審査請求に対する審査官の決定に不服がある場合には、決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して2箇月以内に労働保険審査会（以下「審査会」という。）に対して再審査請求をすることができます。ただし、審査請求をした日から3箇月を経過しても決定がないときは、審査官が審査請求を棄却したものとみなすことができます。

この処分に対する取消訴訟は、この処分についての審査請求に対する決定を経た後に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。）、審査官の決定があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます（決定があつた日から1年を経過した場合を除く。）。また、審査会に対して再審査請求をした場合には、この処分に対する取消訴訟は、この処分についての審査会の裁決を経る前又は審査会の裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる（裁決があつた日から1年を経過した場合を除く。）。ただし、①審査請求をした日から3箇月を経過しても決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、決定を経ないで取消訴訟を提起することができます。

平成 年 月 日
(請求者) 殿

公共職業安定所長印

なお、この者を雇用し、又は雇用していた事業主に対しては、通知を要しない。

20801-20850 3 職権による確認

20801 (1) 概要

イ 安定所長は、確認請求に関連して他に未確認の被保険者があることを発見した場合、地方雇用保険監察官の連絡その他により未届事業主を発見した場合等においては、当該事業主及びその事業所について調査を実施し、職権により被保険者資格の確認を行う（法第9条）。

なお、22251（事業所設置届の提出等）のイの^④参照。

ロ この職権による確認は、原則として、当該事業主に届出を勧奨し、事業主がこれに応じない場合に行う。

なお、資格取得届の提出又は労働者の請求があつたときでも、届書又は請求書の記載が著しく事実と相違する場合で事業主又は請求人が訂正に応じないときは、職権による確認を行う。

20802 (2) 確認要領

イ 事業主若しくは事務担当者の出頭を求めるか又は法第79条第1項の規定により事業所に立ち入つて検査を行い、資格取得届の提出があつた場合に準じて調査を行う。

□ 職権により確認したときは、20753 のへの請求により確認した場合に準じて処する。

20803 (3) 確認通知

被保険者資格の取得について確認したときは、20707 の資格取得届の提出により確認した場合に準じて事業主及び労働者に対して通知する。この場合、資格取得等確認通知書（事業主通知用）の用紙中「雇用保険被保険者資格取得・転勤・氏名変更届に基づき、」を「職権により、」に改める。
調査の結果、被保険者資格の取得の事実がないと認めたときは、通知を要しない。

20851-20870 4 被保険者証

20851 (1) 概要

安定所長は、被保険者資格の取得の確認をしたときは、その確認に係る者に被保険者証を交付しなければならない（則第 10 条第 1 項。交付の方法等については 20707 参照）。被保険者証は、当該被保険者に保管させる。

20852 (2) 被保険者証の安定所への提出

被保険者証は、当該被保険者に保管させ、当該被保険者の被保険者番号及び氏名を確認するため、受給資格者から受給資格者氏名変更届の提出があった場合においては、当該被保険者から直接、被保険者証の提出を求めなければならない。

提出を受けた被保険者証は、被保険者番号等を確認し、当該受給資格者に係る被保険者証の再作成の処理を行い、新しく出力された被保険者証と交換しなければならない。

なお、回収した被保険者証は、その都度破棄する。

20853 (3) 被保険者証の再交付

被保険者証を滅失又は損傷した者から雇用保険被保険者証再交付申請書（則様式第 8 号。以下「再交付申請書」という。）に次に掲げる書類（原本又は写し）を添えて提出があったときは、安定所は被保険者証の再交付を行う（則第 10 条第 3 項参照）。

イ 被保険者証の再交付の申請をしようとする者が本人であることの事実を証明することができる次のいずれかの書類（届出の時点で有効なもの又は発行・発給された日から 6 か月以内のものに限る）

(イ) 運転免許証、住民基本台帳カードのうち本人の写真付きのもの、個人番号カード、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書、官公署から発行・発給された身分証明書又は資格証明書（本人の写真付き）

(ロ) 上記(イ)の書類の提出が困難な場合

国民健康保険被保険者証又は健康保険被保険者証、住民票記載事項証明書（住民票の写し、住民基本台帳カードのうち本人の写真のないもの、印鑑証明書）、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、官公署から発行・発給された身分証明書又は資格証明書（本人の写真のないもの）、雇用保険受給資格者証、出稼労働者手帳

この申請書の提出については、原則として本人が安定所に出頭した上で行うこととするが、代理人、郵送又は電子申請によっても可能であるが、代理人が提出する場合には委任状を添付させることとする。

また、事業主が被保険者に被保険者証を交付する前に滅失又は損傷した場合などには、事業主又は労働保険事務組合が被保険者に代わって提出することとしても差し支えない。

被保険者証を再交付するときには、再交付申請書に記載されている事項を参考にして、原則としてセンターに番号照会をすることによって、その者の被保険者番号を確認した上、被保険者証再作成の処理（キー入力）を行うことにより被保険者証を再作成する。

被保険者証を再交付する場合は、当該被保険者証の左上方に再交付と朱書きしておく。なお、再交付を行ったときは、再交付申請書の「再交付年月日」及び「被保険者番号」欄に所要の事項を記載の上ファイルし、再交付台帳として保存する。

様式第8号

※	所長	次長	課長	係長	係

雇用保険被保険者証再交付申請書

申請者	1. フリガナ			2. 性別	1 男 2 女	3. 生年月日	大昭年月日平	
	氏名							
現に被保険者として雇用されている事業所	4. 住所又は居所					郵便番号		
	5. 名称							
最後に被保険者として雇用されていた事業所	6. 所在地					郵便番号		
	7. 名称							
8. 所在地							郵便番号	
9. 取得年月日	年月日							
10. 被保険者番号							※安定所確認印	
11. 被保険者証の滅失又は損傷の理由								
雇用保険法施行規則第10条第3項の規定により上記のとおり雇用保険被保険者証の再交付を申請します。 平成 年月日 公共職業安定所長 殿 申請者氏名 印								
※再交付年月日	平成 年月日	※備考						

注意

- 1 被保険者証を損傷したことにより再交付の申請をする者は、この申請書に損傷した被保険者証を添えること。
- 2 1欄には、滅失又は損傷した被保険者証に記載されていたものと同一のものを明確に記載すること。
- 3 5欄及び6欄には、申請者が現に被保険者として雇用されている者である場合に、その雇用されている事業所の名称及び所在地をそれぞれ記載すること。
- 4 7欄及び8欄には、申請者が現に被保険者として雇用されている者でない場合に、最後に被保険者として雇用されていた事業所の名称及び所在地をそれぞれ記載すること。
- 5 9欄には、最後に被保険者となったことの原因となる事実のあった年月日を記載すること。
- 6 申請者氏名については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
- 7 ※印欄には、記載しないこと。
- 8 なお、本手続は電子申請による届出も可能です。詳しくは公共職業安定所までお問い合わせください。

2011. 1

20854 (4) 被保険者証の重複交付（被保険者番号の重複付与）の防止

同一の被保険者及び被保険者であった者に被保険者証が重複して交付された（被保険者番号が重複して付与された）場合は、センターの被保険者台帳が同一人物について2以上作成されることとなるため、法第22条第3項の被保険者であった期間の通算上労働者に不利益をもたらすこととなること、法第38条第1項第2号に規定する短期の雇用（同一の事業主に引き続き被保険者として雇用される期間が1年未満である雇用）に就くことを常態とする者の把握が困難となること等の弊害を招くこととなる。

このため、安定所においては、資格取得届審査時において次のような方法を講じ、重複交付とならないよう特に留意するとともに、重複交付となっているものの解消に努めること。

イ 資格取得届の2欄（取得区分）において「1」（新規）を記載した資格取得届の提出を受けた場合に年齢等から判断して疑問のあるときは、被保険者に再度確認するよう事業主に指示する等の措置を行うこと。

ロ 資格取得データのセンターあて入力の際出力される被保険者番号複数取得チェックリスト及び同姓同名等の者の被保険者番号一覧表を活用すること（センター要領参照）。

20855 (5) 被保険者証が重複交付（被保険者番号が重複付与）されている場合の取扱い

同一の被保険者又は被保険者であった者に被保険者証が重複して交付されている（被保険者番号が重複して付与されている）ことが判明した場合は、安定所は、原則として最後に交付された被保険者証（被保険者番号）を有効なものとし無効とされた被保険者番号に係るセンターの被保険者台帳の記録を、有効とされた被保険者番号に係るセンターの被保険者台帳の記録に統一する処理を行わねばならない（センター要領参照）。

なお、被保険者台帳の記録を統一した者が外国人である場合は、その旨を安定所内の担当部門へ連絡すること。

20871 (1) 雇用保険加入手続の有無の確認に係る労働者からの照会手続

労働者に対して、日頃から、①資格取得届の提出が適正に行われているか否かは、資格取得確認等通知書（被保険者通知用）により確認できること、②この通知書は原則として安定所から事業主を通じて交付されるので、所持していない場合は事業主に交付を求めるこにより確認できることを周知する。

その上で、通知書の記載事項と現在の事実が異なること、事業主に求めてもこの通知書が交付されないこと、事業主へ求めることが困難なことなどにより、労働者から安定所に対して自らの資格取得届の提出が適正に行われているか否かの確認について照会があった場合は、次の手続により対応するものとする。

イ 照会者は、照会者本人の被保険者番号（特定できる場合）、氏名、生年月日、雇用されている（雇用されていた）事業所を記載した「雇用保険被保険者資格取得届確認照会票」に、次の書類を添えて、原則として当該照会に係る事業所の所在地又は照会者の住居所を管轄する安定所に提出しなければならない。

なお、この照会は代理人又は郵送によっても可能であるが、電話による照会は本人確認が不十分となるため、行うことができない。

(イ) 照会者の本人確認と住居所確認を行うための次のいずれかの書類（原本又は写し）（届出の時点で有効なもの又は発行・発給された日から6か月以内のものに限る）

a 運転免許証、住民基本台帳カードのうち本人の写真付きのもの、個人番号カード、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書、官公署から発行・発給された身分証明書又は資格証明書（本人の写真付き）

b 上記aの書類の提出が困難な場合

国民健康保険被保険者証又は健康保険被保険者証、住民票記載事項証明書（住民票の写し、住民基本台帳カードのうち本人の写真のないもの、印鑑証明書）、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、官公署から発行・発給された身分証明書又は資格証明書（本人の写真のないもの）、雇用保険受給資格者証、出稼労働者手帳

(ロ) 代理人による場合は委任状

ロ 被保険者番号が不明の場合は、照会者の氏名、生年月日、性別により該当者候補を出力し、雇用されている（いた）事業所名等により被保険者番号を特定し、その被保険者番号をセンターにて入力することにより出力される被保険者総合照会（センター要領参照）により確認すること。

ハ 「雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書」により、現在雇用されている事業所における被保険者資格の取得手続の有無、同被保険者となった年月日を照会者に通知する。

なお、被保険者資格の取得手続がなされていない場合、回答書の注意書の事項により、当該照会者に対して注意喚起をする。

雇用保険被保険者資格取得届出確認照会票

帳票種別

111181

第2面の注意をよくお読みください。

1. 被保険者番号

□□□□□□□□□□□□□□□□

2. 氏名（漢字）

□□□□□□□□□□□□□□□□□□

フリガナ（カタカナ）

□□□□□□□□□□□□□□□□□□

3. 生年月日

□□□□□□□□□□ (2 大正 3 昭和)
元号 年 月 日

4. 郵便番号

□□□□□□□□□□

5. 被保険者の住所（漢字） 市・区・郡及び町村名

□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

被保険者の住所（漢字） 丁目・番地

□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

被保険者の住所（漢字） アパート、マンション名等

□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

6. 資格取得年月日

□□□□□□□□□□ (3 昭和 4 平成)
元号 年 月 日

7. 事業所番号

□□□□□□□□□□□□□□□□□□

事業所の名称

□□□□□□□□□□□□□□□□□□

事業所の所在地

□□□□□□□□□□□□□□□□□□

※
公共職業安定所
記載欄

8. 強制出力

上記のとおり雇用保険の被保険者資格の取得手続きの有無について照会します。

照会者	電話番号	_____
	氏 名	印
平成 年 月 日	公共職業安定所長 殿	

備 考		※ 処 理 欄	照会処理日	平成 年 月 日		
			有無（理由）			
			通知年月日	平成 年 月 日		
			本人・住所	運・健 受・出 住・印 被	本代・郵	

※ 所 長	次 長	課 長	係 長	係 長	操作 者
-------------	--------	--------	--------	--------	---------

2011. 1

注意

- 1 この照会票は、現在働いている（以前働いていた）事業所（以下「照会対象事業所」という。）において雇用保険の被保険者資格の取得手続きが行われているかどうかについて、公共職業安定所に対して照会、確認する際に用いるものです。
- 2 照会を希望する場合は、照会票に必要事項を記載し、本人確認及び本人の住居所の確認できる官公署の発行した確認書類（「運転免許証」「国民健康保険被保険者証」「雇用保険受給資格者証」「出稼労働者手帳」「住民票の写し」「印鑑証明書」等のいずれか（コピー可））を添付して、本人が、原則として照会対象事業所の所在地又は本人の住居所を管轄する公共職業安定所に提出してください。
- 3 照会票の提出は代理人又は郵送によっても行うことができます。ただし、代理人による提出の場合「委任状」が必要となります。委任状の文例=「私は、（代理人住所）に住む（代理人氏名）を代理人に定めて、（照会先安定所）に雇用保険被保険者資格取得届出確認照会票及び確認書類を提出することを委任します。（本人住所・氏名・印）（委任の年月日）」
また、郵送による提出の場合、事故防止のため、上記2の書類については、いずれかの書類のコピー、又は原本の場合は「住民票の写し」若しくは「印鑑証明書」に限ります。
- 4 照会票の記載について
 - (1) □□□□で表示された枠（以下「記入枠」という。）の部分は、光学式文字読取装置（OCR）で直接読取を行いますので、枠からはみ出さないように大きめの文字によって明瞭に記載するとともに、この用紙を汚したり必要以上に折り曲げたりしないでください。
 - (2) ※印の付いた欄には記載しないでください。
 - (3) 1欄には、雇用保険被保険者証（又は雇用保険受給資格者証）に記載されている被保険者番号を記載してください。なお、被保険者番号が16桁（2段／上6桁・下10桁）で記載されている場合は、下段の10桁について左詰めで記載し、最後の枠を空枠としてください。
 - (4) 2欄は、姓と名の間に1枠空けてください。
また、2欄及び5欄には、漢字、カタカナ、平仮名及び英数字（英字については大文字体とする。）により明瞭に記載してください。この場合、小さい文字は記入枠の下半分に記載し（例：ア→田）、濁点及び半濁点は前の文字に含めて記載してください。（例：ガ→ガ、バ→バ）
 - (5) 3欄及び6欄には、元号のコード番号を記載した上で、年月日が1桁の場合は、それぞれ10の位の部分に「0」を附加して2桁で記載してください。（例：昭和51年2月2日→510202）
 - (6) 5欄1行目には、都道府県名は記載せず、特別区名、市名又は郡名とそれに続く町村名を左詰めで記載してください。
5欄2行目には、丁目及び番地のみを左詰めで記載してください。
また、所在地にアパート、マンション名等が入る場合は、5欄3行目に左詰めで記載してください。
 - (7) 6欄には、照会対象事業所において雇用されるに至った年月日を記載してください。
 - (8) 7欄の事業所番号は、公共職業安定所から当該事業所が付与された適用事業所番号です。照会対象事業所へ確認の上、記載してください。
なお、事業所番号が連続した10桁である場合は、最初の4桁を最初の4つの枠内に、残りの6桁を「田」に統く6つの枠内にそれぞれ記載し、最後の枠を空枠としてください。
 - (9) 事業所の名称及び事業所の所在地欄は、照会対象事業所について記載してください。
 - (10) 照会者の電話番号欄は、平日昼間に連絡のとりやすい電話番号を記載してください。
 - (11) 1欄及び7欄について記入すべき番号がわからない場合は、窓口職員にご相談ください。
- 5 公共職業安定所においては、この照会票に基づいて、照会対象事業所において雇用保険の被保険者資格の取得手続きが行われているか否かについて確認を行い、その結果を雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書によって、即日、本人若しくは代理人に交付するか、又は後日、本人の住所宛に送付します。



交付 平成 年 月 日

> ----- <

雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書

被保険者番号	氏名	
被保険者区分	生年月日	照会処理年月日
事業所番号	資格取得年月日	離職年月日
事業所の名称		
通知内容		

>

<

- 1 照会のあった事業所（現在働いている事業所等）において、照会者について雇用保険の被保険者資格の取得手続きが行われていない場合には、照会者が以前被保険者資格を有していた直前の事実について、上記に表示します。
- 2 雇用保険の被保険者資格取得に係る手続き等については、次のとおりとなっていますので、ご了知ください。
 - (1) 通用事業の事業主は、その雇用する労働者の被保険者資格の取得について、雇用保険被保険者資格取得届をその事業所の所在地を管轄する公共職業安定所長に提出しなければならないことになります。
 - (2) (1)により、公共職業安定所長に雇用保険被保険者資格取得届の提出がなされた場合には、その内容を記した雇用保険被保険者証が、原則として事業主を通じて被保険者に交付されることになりますので、事業主に照会を行うことで資格取得の届出の有無について確認が可能です。
 - (3) 被保険者又は被保険者であった者は、公共職業安定所長に対して、いつでも被保険者資格の取得の確認を請求することができます。

2017. 1

20872 (2) 雇用保険加入手続の有無等の確認に係る事業主からの照会手続

適用事業所の事業主から、その雇用する労働者が全て雇用保険の被保険者資格を取得しているか否か、また何人の労働者が被保険者資格を取得しているかについて照会があった場合は、次の手続により対応するものとする。

イ 照会を行う事業主は、次のいずれかの書類を、事業所の所在地を管轄する安定期所に提出する。

- (イ) 雇用保険適用事業所設置届事業主控の写しの標題を「事業所別被保険者台帳(写し) 交付請求書」と改めた上で、備考欄に「当事業所に係る事業所別被保険者台帳(写し)の交付を請求します」という旨を記載し、事業主印(代理人印)を押印したもの
- (ロ) 任意の様式の標題を「事業所別被保険者台帳(写し) 交付請求書」とした上で、①適用事業所番号、②適用事業所名、③所在地(郵便番号も含む)、④電話番号及び⑤事業所別被保険者台帳(写し)の交付を請求する旨を記載し、事業主印(代理人印)を押印したもの
なお、この照会は代理人又は郵送によっても可能であるが、電話による照会は行わない。
- イの交付請求書を受理した安定期所においては、当該交付請求書に押印された事業主印(代理人印)と雇用保険事業所設置届に押印された事業主印(代理人印)の印影を照合した上で、適用事業所番号に基づき当該事業所に係る事業所別被保険者台帳(写し)を出し、当該事業主に交付する。